

おも  
思いやりと交流で創る  
こうりゅう つく  
新生文化都市  
しんせいぶんかとし

— 新市建設計画 —



平成 17 年 1 月

南河内町・石橋町・国分寺町合併協議会

平成25年12月変更

下野市

# 目 次

<b>I 序 論</b> .....	1
1 合併の背景 .....	1
2 合併の必要性と効果 .....	2
3 計画策定の方針 .....	4
<b>II 新市の概況</b> .....	5
1 新市の現況 .....	5
2 既存計画における位置付け .....	14
3 新市の主要指標と県内の位置付け .....	17
<b>III 住民意向</b> .....	18
1 新市まちづくりアンケート調査 .....	18
2 新市まちづくり懇話会提言 .....	23
<b>IV 主要指標の見通し</b> .....	25
1 人口 .....	25
2 世帯数 .....	25
<b>V まちづくりの可能性と主要課題</b> .....	27
1 将来に向けた可能性 .....	27
2 まちづくりの主要課題 .....	29
<b>VI 新市建設の基本方針</b> .....	30
1 新市の将来像 .....	30
2 新市まちづくりの基本目標と施策の体系図 .....	31
3 新市の土地利用の方針 .....	34
<b>VII 新市の施策</b> .....	36
1 都市と田園が共生する快適な環境で躍進するまちづくり .....	36
2 安心して暮らせる健康で明るいまちづくり .....	38
3 みんなで学び文化を育むふれあいのまちづくり .....	40
4 豊かな自然と調和した快適で安全なまちづくり .....	42
5 知恵と意欲で創造性豊かなまちづくり .....	44
6 住民と行政の協働による健全なまちづくり .....	46
<b>VIII 新市における栃木県事業の推進</b> .....	48
<b>IX 公共施設の統廃合</b> .....	49
<b>X 財政計画</b> .....	50

# I 序 論

## 1 合併の背景

### (1) 地方分権の推進

地方分権の進む中で、地方自治体では「自己決定と自己責任」の原則が適用され、地域の創意工夫によるまちづくりを自らの責任において実施することとなり、その実行段階への取組が始まっています。

### (2) 生活圏の広域化への対応

車社会の進展、交通網の発達などにより日常の生活圏が拡大し、住民一人ひとりの行動圏の広がりも様々となってきており、これに伴う広域的な観点からのまちづくりや行政サービスなどを進めていくことが求められています。

### (3) 少子高齢化への対応

社会状況やライフスタイルの多様化に伴い若年層が減少するとともに、平均寿命が伸び、子どもの減少と高齢者の増加が加速しています。そのため、高齢者への福祉サービス・子どもを育てながら働きやすい環境整備などが課題となっています。これらに適切に対応していくためには、財源の確保やマンパワーを集積するシステムづくりなどが必要となります。

### (4) 多様化する住民ニーズへの対応

住民のライフスタイルや価値観の変化、ITなどによる技術革新の進展などに伴い、住民が求めるサービスが多様化・高度化しており、これに対応するため専門的・高度な能力を有する職員の育成・確保が求められています。

### (5) 国・地方財政の低迷

社会全体が低成長時代に入り、国・地方ともに厳しい財政状況にあり、国・地方を通じた行財政改革が進められています。そのため地方では、行政サービスの水準を確保しながら行政コストを抑制するとともに、新たなサービス需要への対応も求められており、行政組織の効率化や執行体制の見直しを図るなど一層の行財政改革の推進が必要となります。

## 2 合併の必要性和効果

### (1) 行政のレベルアップ

住民に直接サービスを提供する基礎的自治体である市町村は、激変する社会情勢や住民ニーズを的確に捉え迅速に対応するための優れた行政能力の確立が求められています。また、社会経済情勢の低迷が続く中で、地域経済の活性化のための取組も求められています。

合併に伴い行政機構の合理的な再編と組織管理システムの見直しなどによって、専任職員の配置やプロジェクトの編成など、柔軟で高度な組織体制づくりが可能となり、行政能力のレベルアップに繋がると同時に多様化する行政需要に的確に対応することが可能となります。

### (2) 効率的なまちづくり

地方分権の推進により、各自治体では「自己決定と自己責任」により多様な住民ニーズに対応することになります。これまで3町は、消防事務や下水道など単独の町では対応が困難な事務に関しては、一部事務組合などにより事務処理を実施してきました。新市においては、これらの事務組合などが新市に移行されることや新たな枠組での再編が可能となり、意思決定などの効率化が図れます。

新市の区域の中では住民の多様な生活活動が行われており、3町は生活圏を共有している部分が大きかったことから、今後、住民の生活圏のさらなる拡大に対応した行政区域の設定が必要になります。住民の生活圏の拡大とともに新市の設置により、広域的な視点に立った公共施設の整備や環境・観光などの広域的な調整、既存施設の有効活用を図ることができます。新市としての規模拡大により、行政効率の向上が進み、行政課題に効果的に対応することが可能となります。

### (3) 住民サービスの向上

現在3町では、各々の地域の状況を踏まえ、固有の住民ニーズや行政需要により施策を展開し、サービスを提供しています。合併に伴うサービスの質の水準は、新市のまちづくりの目標や新市の財政状況を考慮しながら検討しなければなりません。効率的なまちづくりや行政のレベルアップが実践されることにより、質の高いサービスの提供が可能となります。

市制施行による福祉事務所の設置は、各種福祉事業を直接新市が実施することになり、これまで以上に高齢者や障害者福祉、児童福祉を充実することができます。一方、庁舎の再編成が行われることは、総合窓口の整備や情報通信ネットワークの整備による住民の利便性の向上に繋がり、既存施設の有効活用を図ることによって、きめの細かい住民サービスを提供することが可能となります。

#### (4) 地域の魅力アップ

本地域の3町は、立地条件、規模、産業構造など多くの類似性を持ち、古くから人的交流のある地域であり、地域のコミュニティの形成や住民活動に関しては、早期の地域一体性の醸成と一層の活性化が期待できます。また、活発な地域活動やコミュニティ活動は、地域の魅力を高め、さらに新たな人材を呼び寄せることが可能となり、このような恵まれた条件は、新市の競争力を高めるための強力な要素になります。

また、合併により3町が持つ特色ある歴史的文化的資源、自然環境などを連携し、有効に活用することが可能となることから、より一層の魅力アップが期待できます。

### 3 計画策定の方針

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の規定に基づき、南河内町・石橋町・国分寺町合併協議会において作成する市町村建設計画（以下「新市建設計画」という。）については、次のような策定方針で臨むものとしします。

#### (1) 計画の趣旨

新市建設計画は、南河内町・石橋町・国分寺町の合併後の新市を建設していくための基本方針を定めるとともに、これに基づく建設計画を策定し、その実現を図ることにより3町の速やかな一体性の確立及び地域の個性・文化を活かしながら、均衡ある発展と住民福祉の向上を図ろうとするものです。

#### (2) 計画の構成

新市建設計画は、新市を建設していくための基本方針、基本方針を実現するための主要事業、公共的施設の統合整備及び財政計画を中心に構成するものとしします。

#### (3) 計画の期間

新市建設計画における主要事業、公共的施設の統合整備及び財政計画は、合併の期日の属する年度及びその翌年度から **15年間**とします。

#### (4) 計画策定の方針

- ① 新市建設計画の基本方針を定めるにあたっては、将来を展望した長期的視野に立ったものとし、ハード・ソフトの両面にわたり配慮します。
- ② 新市建設計画の策定にあたっては、3町の総合計画等を考慮し、事業の緊急度、重要度、優先度、合併により期待できる効果等を十分に検証します。
- ③ 公共的施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域バランス、さらには財政事情を考慮しながら検討します。
- ④ 財政計画については、地方交付税、国や県の補助、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、合理的かつ健全な財政運営が行われるよう十分留意して策定するものとしします。
- ⑤ 本計画の検討に際しては、住民意向を踏まえるため、新市まちづくり懇話会の設置や住民アンケートの実施とその集計結果から導き出された住民の意向を基礎資料の一つとし、合併効果の最大活用及び合併に伴う懸念事項への適切な対応に十分留意して策定するものとしします。

## II 新市の概況

### 1 新市の現況

#### (1) 位置・地勢・気候

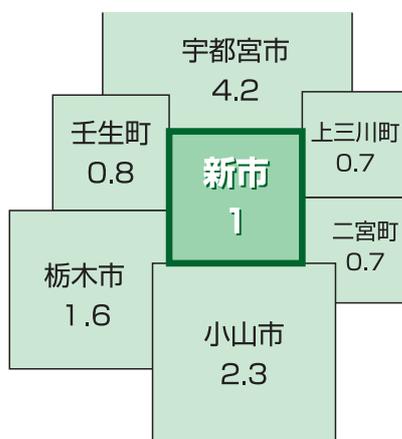
新市は、関東平野の北部、栃木県の中南部に位置し、都心から約85km圏にあり、首都圏の一端を構成しています。南北約15.2km、東西約11.5kmで、北は県都宇都宮市、南は小山市、東は二宮町と上三川町、西は栃木市と壬生町に接し、面積は74.58km<sup>2</sup>です。

東に鬼怒川と田川、西に思川と姿川が流れる高低差のあまりない、古来より開けた平坦で安定した自然災害も少ない地域です。

JR宇都宮線の自治医大駅を中心にニュータウンによる新市街地が拡がり、日光街道沿いの小金井や石橋の旧宿場町とその周辺部の田園地帯とともに新市を形成しています。

気候は、年平均気温が約14℃、年平均降水量が約1,300mmであり、夏は高温多湿、冬は低温乾燥のやや内陸性を帯びた温暖な気候で、積雪は殆どなく、雷が比較的多いという特徴があります。

図II-1 新市と周辺都市の面積規模  
(新市の面積74.58km<sup>2</sup>を1とした場合)

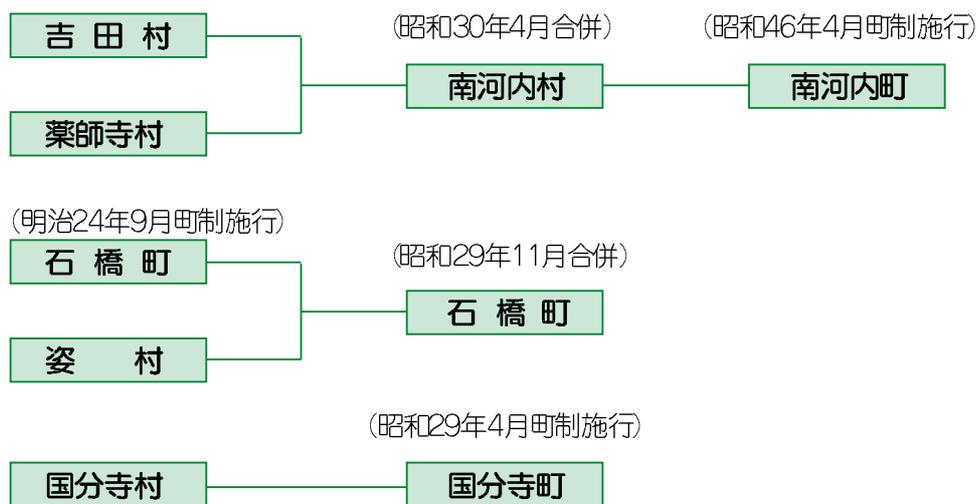


資料：全国都道府県市町村別面積調（平成15年）

## (2) 歴史的・文化的特性

旧石器時代より先人が居住した痕跡があり、6～7世紀の古墳時代には有力な豪族が現れました。天武天皇の白鳳時代には下野薬師寺が建立され、日本三戒壇の一つである戒壇が設置されました。また、8世紀には聖武天皇の詔により下野国分寺・国分尼寺が建立され、古代東国地方の仏教文化の中心地として栄えました。江戸時代には五街道の一つである日光街道の宿場町（小金井宿・石橋宿）を軸として繁栄し、明治以降の国鉄整備に引き継がれ、物流の要衝として発展してきました。

南河内町は、昭和30年4月に吉田村と薬師寺村が合併し南河内村となり、昭和46年4月町制施行により南河内町となりました。石橋町は、昭和29年11月に姿村と合併して新しい石橋町となりました。国分寺町は、昭和29年4月に町制施行により誕生し、それぞれ現在に至っています。



## (3) 交通

国道4号、国道新4号、国道352号、JR宇都宮線など首都圏の中心部と東北地方を結ぶ大動脈が南北に通っています。東北自動車道の栃木インターチェンジまで約30分であり、近年は北関東自動車道の2つのインターチェンジ（壬生・宇都宮上三川）の開通により、交通の利便性が増しています。また、小金井駅と自治医大駅、石橋駅の3つの駅を有するJR宇都宮線で、都心まで快速等で約70分の通勤圏であり、小山から新幹線利用で約40分の近距離にあります。

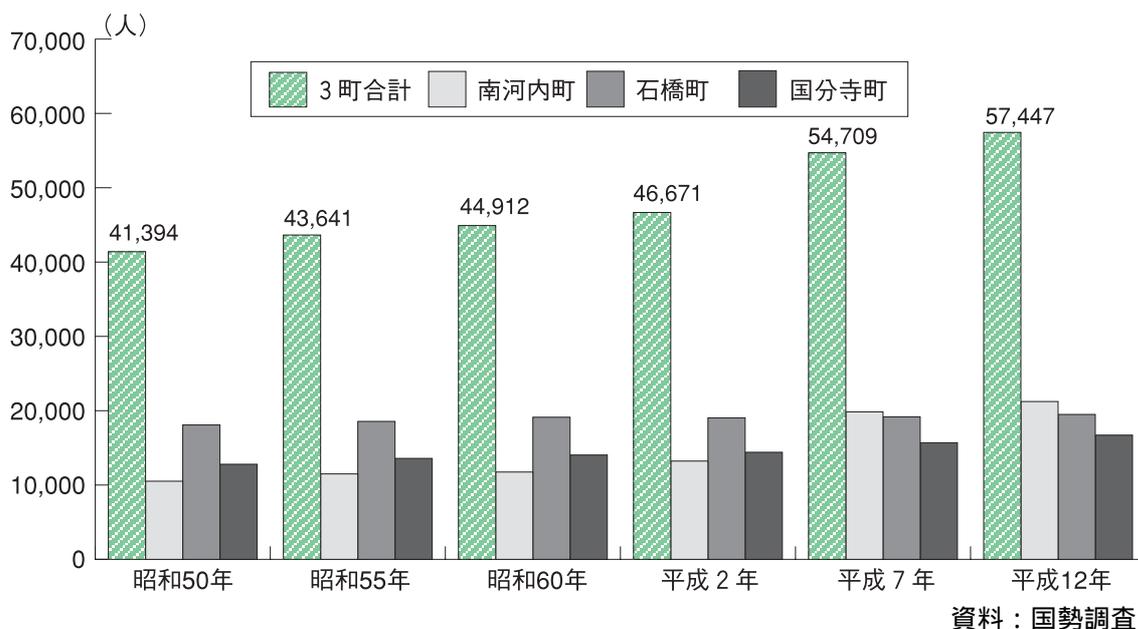
#### (4) 人口と世帯数

平成12年の国勢調査による3町の総人口は、57,447人であり、平成2年の46,671人に対し、約11,000人（23.1%）の増加を示し、県全体の同期間の増加率3.6%を大きく上回っています。また、世帯数は、人口の増加率を上回って増加しており、世帯の核家族化が進み、平成12年には平均世帯人員が3.2人と減少し続けています。

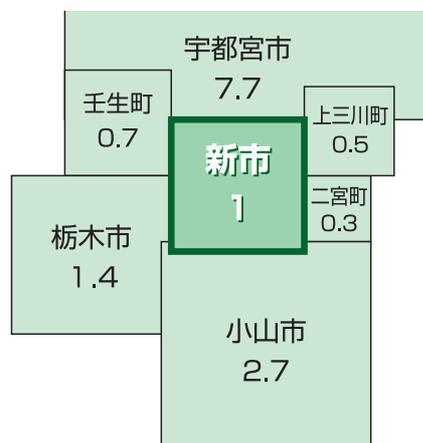
なお、平成16年1月1日現在の住民基本台帳人口による新市の総人口は、58,965人、世帯数は19,503世帯であり、増加幅は縮小しているものの依然として増加基調にあります。

年齢別3階層人口では、平成12年で老年人口（65歳以上）が14.6%、年少人口（0～14歳）が17.4%であり、老年人口の増加と年少人口の減少の傾向が進んできています。

図Ⅱ-2 人口の推移

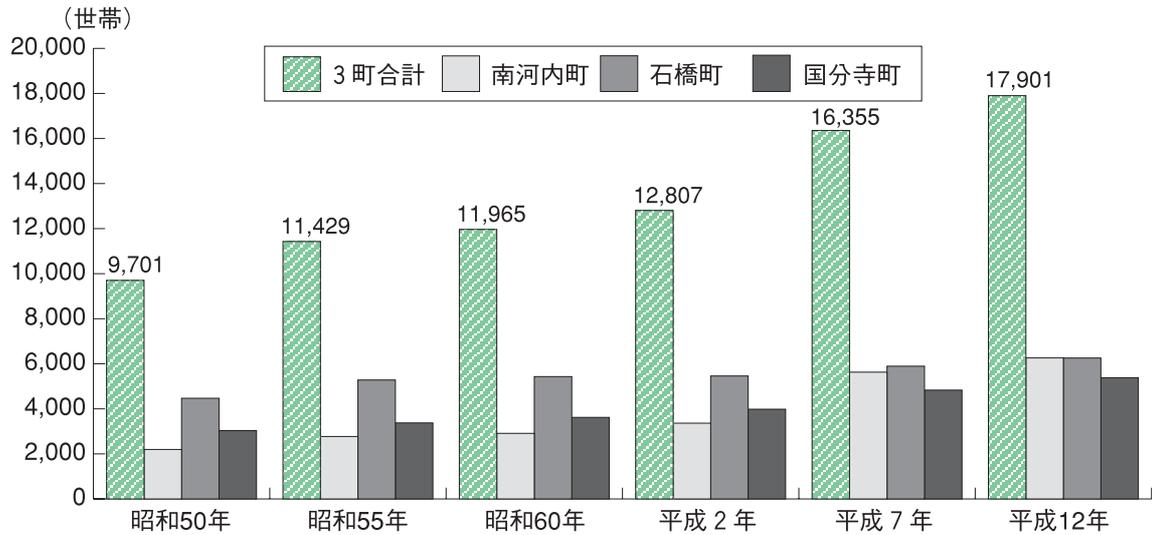


図Ⅱ-3 新市と周辺都市の人口規模  
(新市の人口58,965人を1とした場合)



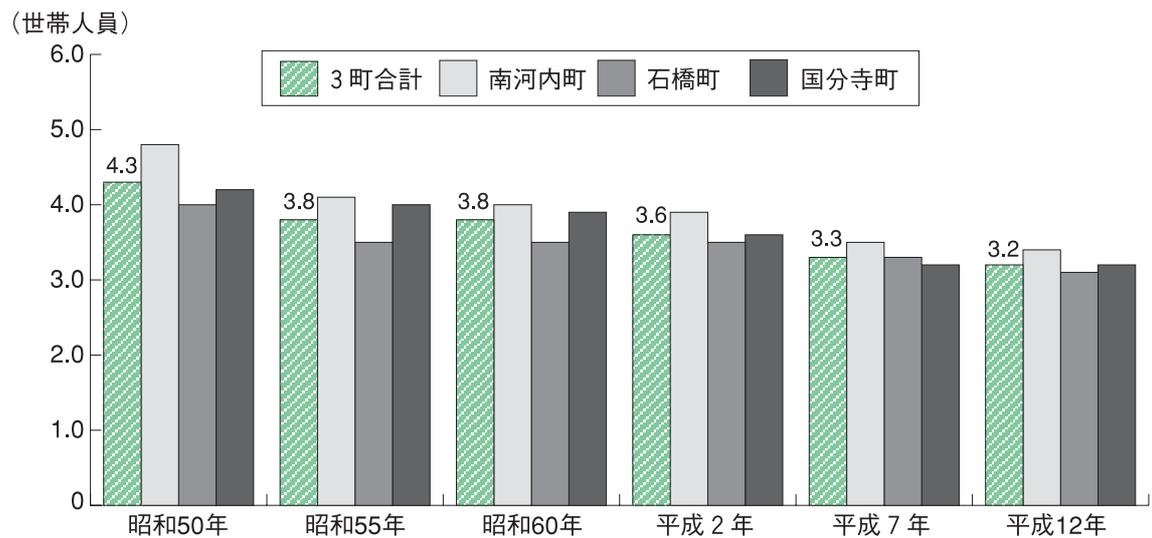
資料：住民基本台帳  
(平成16年1月1日現在)

図II-4 世帯数の推移



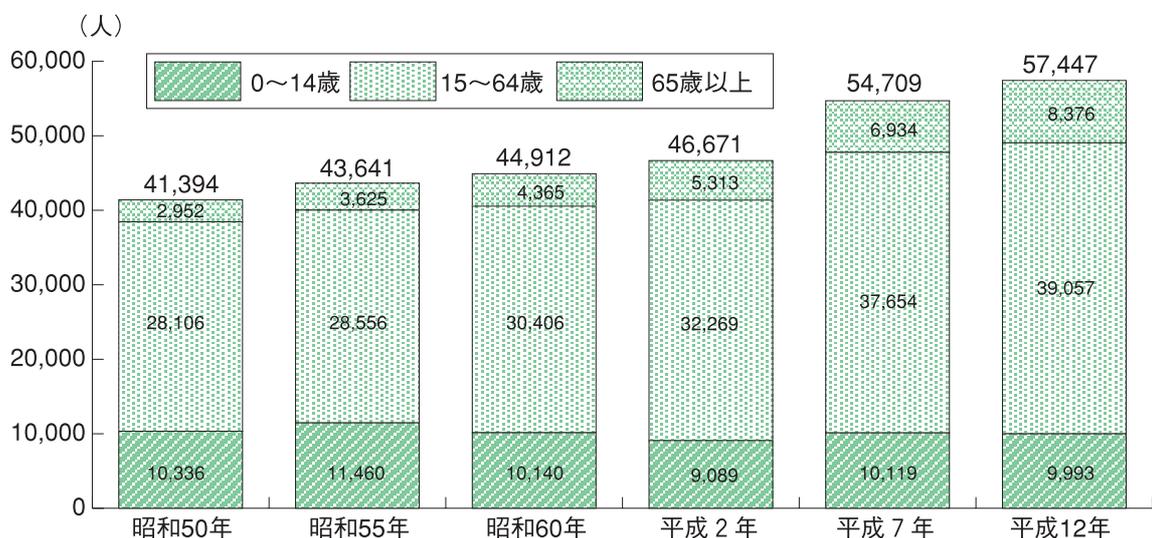
資料：国勢調査

図II-5 平均世帯人員の推移



資料：国勢調査

図II-6 年齢別人口の推移（新市）

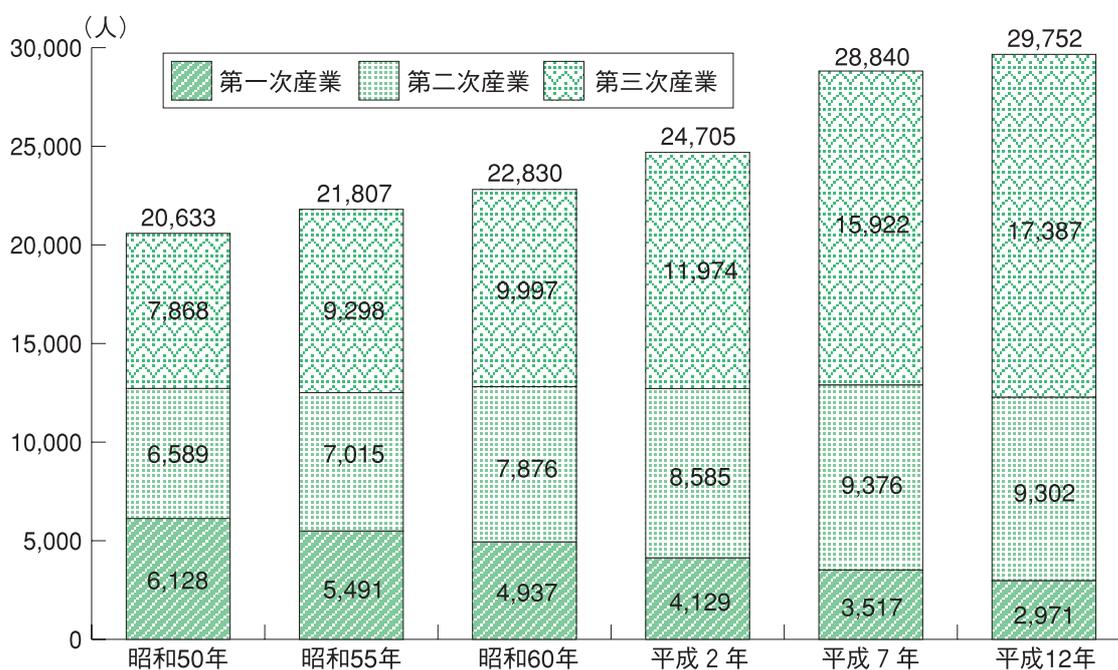


資料：国勢調査（総数は年齢不詳を含む）

## (5) 就業人口

平成12年の就業人口は、29,752人で増加傾向にあります。産業分類別では、第一次産業は減少傾向が顕著であり、第二次産業は平成7年をピークにほぼ横ばい、第三次産業は増加傾向にあります。

図Ⅱ-7 産業別就業人口の推移（新市）



資料：国勢調査（総数は分類不能を含む）

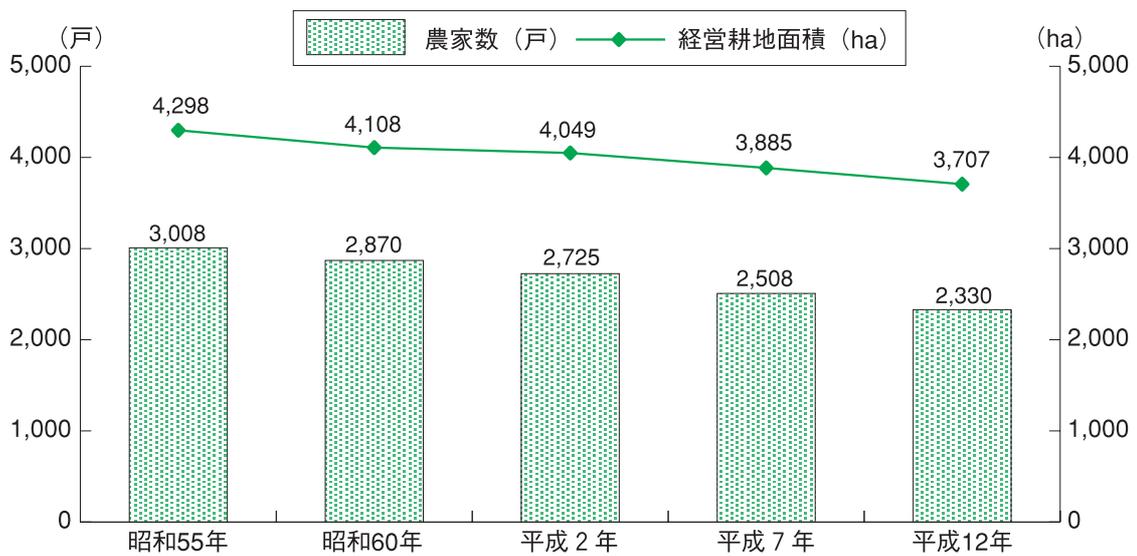
(6) 産業

① 農業

平成12年の農家数は2,330戸、農業就業人口は3,909人、経営耕地面積は3,707haです。専業農家は331戸で農家数の約14.2%にとどまります。

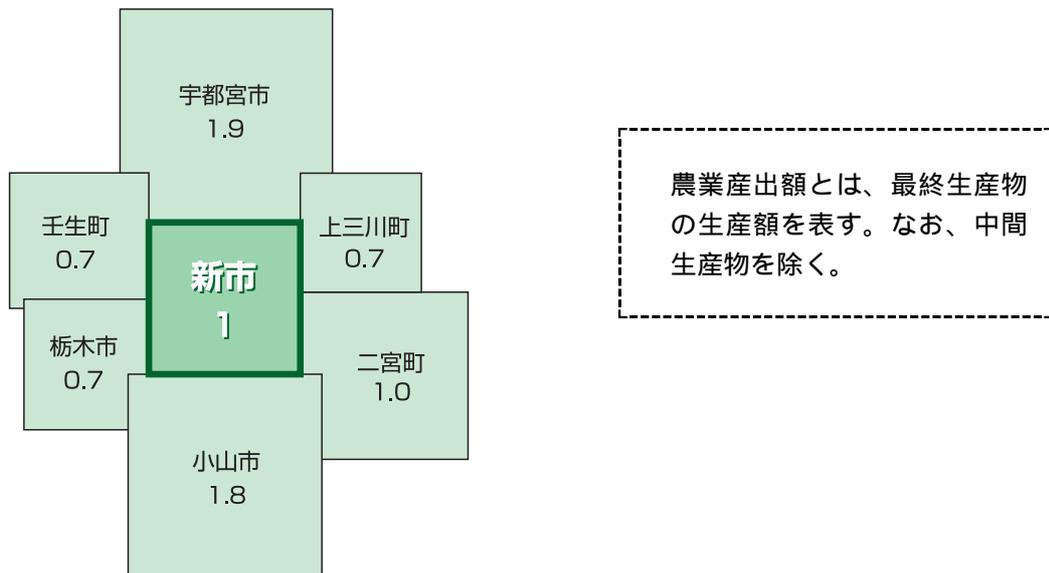
昭和55年から平成12年の20年間に、農家数、経営耕地面積とも減少しています。

図II-8 農業指標の推移（新市）



資料：農業センサス

図II-9 新市と周辺都市の農業産出額\*規模  
(新市の産出額8,640百万円を1とした場合)

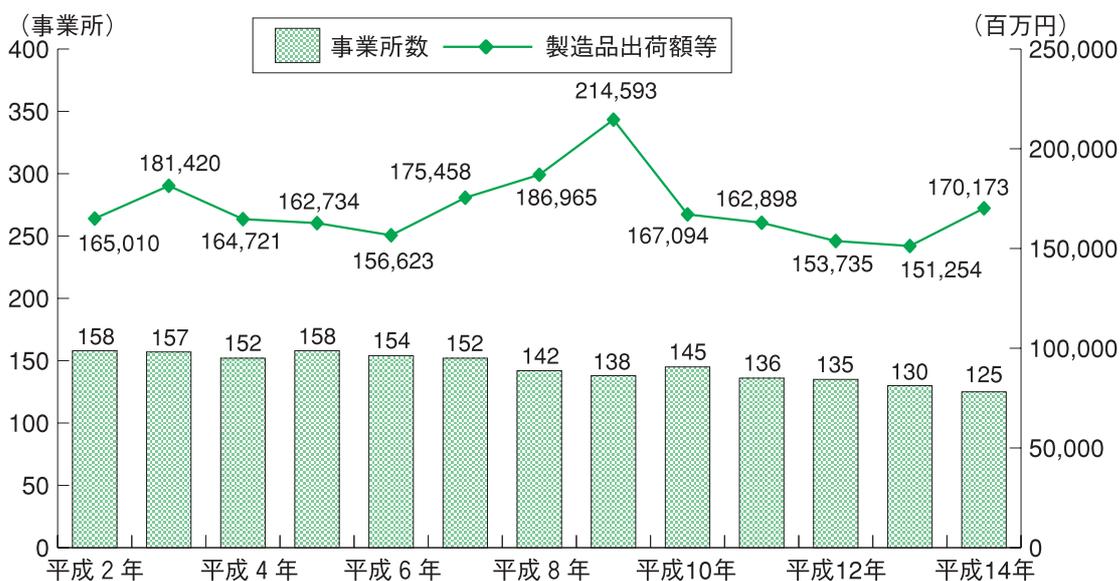


資料：栃木県農林水産統計年報（平成14年）

## ② 工業

工業統計調査による平成14年の3町の事業所数（従業員4人以上）は125事業所で、製造品出荷額等は約1,702億円です。事業所数は平成10年に一時的に増加しましたが、その後減少しています。また、製造品出荷額等は平成9年まで増加基調にありましたが、その後減少し、平成14年は一時的に増加しています。

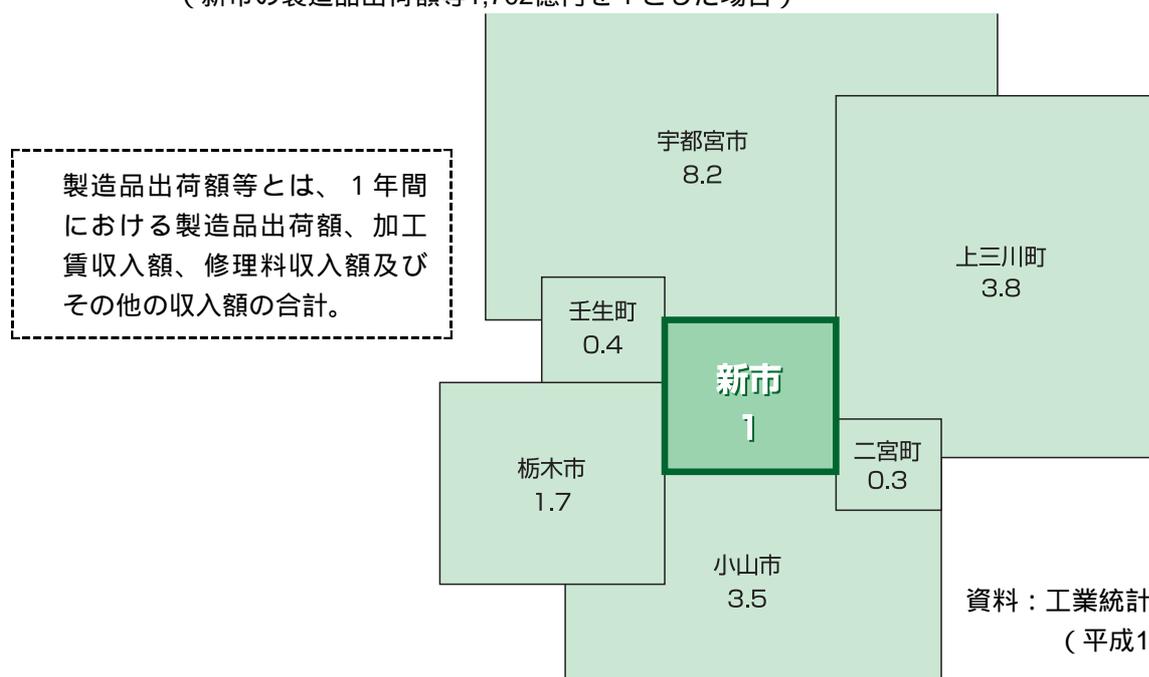
図Ⅱ-10 工業の推移（新市）



資料：工業統計調査

図Ⅱ-11 新市と周辺都市の製造品出荷額等\*規模

(新市の製造品出荷額等1,702億円を1とした場合)

資料：工業統計調査  
(平成14年)

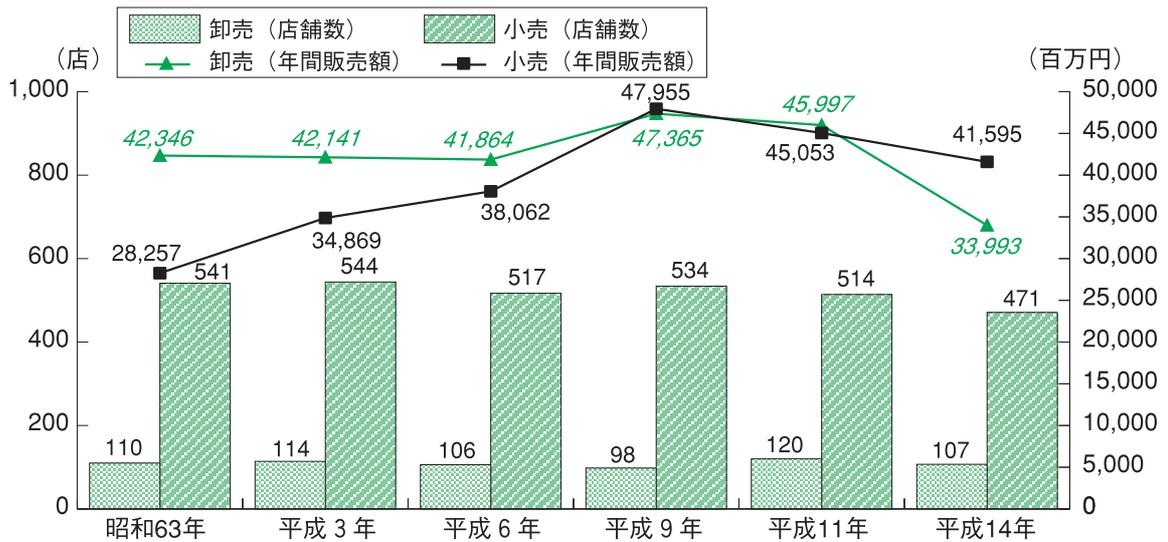
③ 商業

商業統計調査による平成14年の3町の商業規模は、卸売業で店舗数が107店、年間販売額が約340億円、小売業で店舗数が471店、年間販売額が約416億円で売場面積は約52,000㎡です。

昭和63年から平成14年の動向をみると、卸売業は、店舗数において増減の波がある中で、年間販売額は平成9年をピークに減少が続いています。特に平成11年から14年にかけての減少は顕著です。一方、小売業では、卸売業と同様に店舗数において増減の波があり、年間販売額も平成9年をピークに減少に転じています。

特に卸売業の年間販売額は昭和63年と比べて20%の減少であり、県全体において7%増加している状況と比べて深刻です。小売業の年間販売額は、昭和63年から平成9年までは70%増加していますが、平成14年までは47%の増加にとどまります。ただし、県全体の29%増加を大きく上回っています。

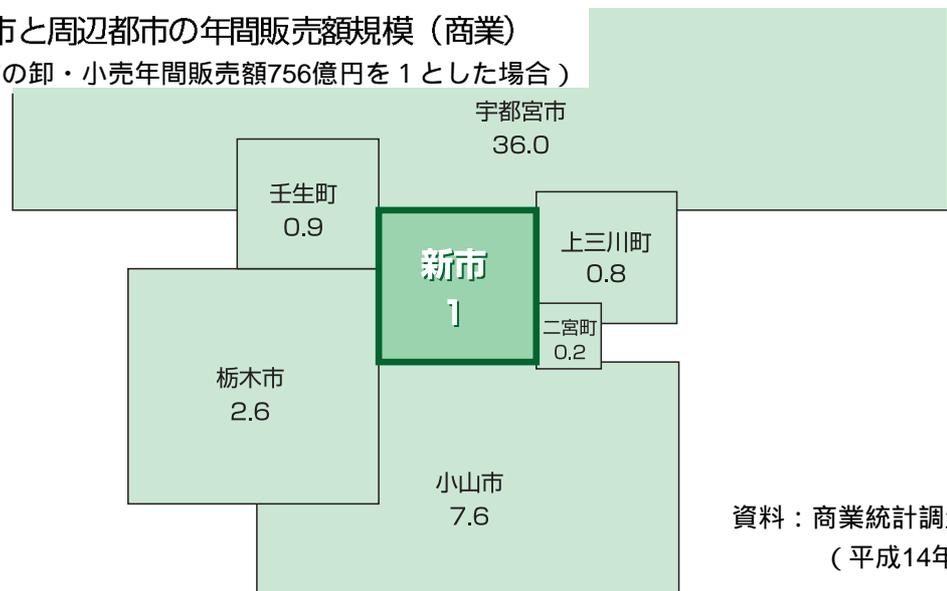
図Ⅱ-12 卸・小売業の推移（新市）



資料：商業統計調査

図Ⅱ-13 新市と周辺都市の年間販売額規模（商業）

（新市の卸・小売年間販売額756億円を1とした場合）



資料：商業統計調査  
（平成14年）

#### ④ 観光

本地域の固有の観光資源としては「下野薬師寺跡」「下野国分寺・同尼寺跡」「見山城址」などをはじめとした歴史的資源があります。下野薬師寺跡は歴史館を中心に、また、下野国分寺・同尼寺跡周辺は天平の丘公園として、それぞれ環境整備が進められています。特に天平の丘公園では、春と秋に花まつりや菊まつりの開催が定着し、多くの観光客を集め、住民にも親しまれています。

また、ドイツのディーツヘルツタール町との交流を契機に「世界に誇るグリムの里づくり」が進められ、地域住民をはじめ多くの方々の憩いの場所となっています。

さらに、田川や姿川などの水辺景観や平地林など、恵まれた自然環境や田園環境を生かして、グリーンツーリズム<sup>\*1</sup>などの観光振興が想定されます。

## 2 既存計画における位置付け

### (1) 県計画における位置付け

栃木県総合計画「とちぎ21世紀プラン」の県土づくりの取組における本地域の位置付けは以下のとおりです。

計 画 名	栃木県総合計画「とちぎ21世紀プラン」
計画期間	平成13年度～17年度
将 来 像	<b>活力と美しさに満ちた郷土“とちぎ”</b>
基本目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>①心豊かで元気な人をはぐくむ</li> <li>②いのち輝く健やかな社会をつくる</li> <li>③知恵と技術の豊かな産業を伸ばす</li> <li>④快適で安全な暮らしを築く</li> <li>⑤かけがえのない環境を守り伝える</li> </ul>
概 要	<ul style="list-style-type: none"> <li>■中央アドバンスゾーン（宇都宮・鹿沼地域） <ul style="list-style-type: none"> <li>・田川や姿川など安全で快適な河川の整備</li> <li>・石橋町等における生活道路や公共下水道、農業集落排水施設等の生活基盤の整備</li> <li>・駅周辺の利便性を活かした新たなまちづくりの促進</li> <li>・市民農園や観光農園等を活かした都市と農山村の交流促進</li> <li>・生産性の高い農林業の振興と先端技術の開発・普及</li> </ul> </li> <li>■南部クロスロードゾーン（栃木・小山地域） <ul style="list-style-type: none"> <li>・国道新4号の整備促進</li> <li>・交通利便性を活かした収益性の高い農業の振興</li> <li>・下野国分寺跡や薬師寺跡等の下野四跡を活かした地域づくり</li> <li>・観光農園や名所旧跡を活かした都市と農山村の交流促進</li> <li>・技術やノウハウの蓄積と広域的な交流基盤を活かした新たな事業展開の促進</li> <li>・南部地方拠点都市地域整備基本計画の促進</li> </ul> </li> </ul>

## (2) 広域計画における位置付け

宇都宮地区広域行政推進協議会は、平成13年3月「宇都宮地区第5次広域市町村圏計画」を策定し、21世紀の新たな時代と地方分権に対応したより積極的な広域行政を推進するため、基本構想の目標年次を平成27年とし前期基本計画を進めています。

小山地区広域行政推進協議会は、平成13年3月「小山地区新広域市町村圏計画後期基本計画」を策定し、圏域づくりの目標を「(新ふるさと宣言) 新旧住民による新しいふるさとづくり」とする後期基本計画に基づく様々な施策・事業を展開しています。

協議会	宇都宮地区広域行政推進協議会	小山地区広域行政推進協議会
計画名	宇都宮地区第5次 広域市町村圏計画前期基本計画	小山地区新広域市町村圏計画 後期基本計画
構成市町	宇都宮市・上三川町・上河内町 河内町・壬生町・石橋町	小山市・南河内町・国分寺町・野木町
計画期間	平成13年度～22年度	平成13年度～17年度
将来像	美しく誇りある郷土から 明日を拓き 世界へ発信する交流拠点都市	ゆとり、きらめき、 さわやか交流文化圏
基本目標 基本方向	①美しく誇りある郷土づくり ②快適な暮らしの環境づくり ③心ふれあう地域社会づくり ④明日を担う人づくり ⑤活力みなぎる産業づくり ⑥集い交わる拠点都市づくり	①ハイクオリティな居住空間の整備 ②豊かな自然環境、地域資源の活用 ③やさしさあふれる圏域づくり ④既存の産業集積を活かし 多様な新産業が展開する圏域づくり ⑤個性を大切にする圏域づくり ⑥親しみのある生活圏域づくり ⑦広域の連携と交流の拡大 ⑧広域推進体制の充実と強化
広域関連 事業の 概要	ごみ処理、斎場、職員研修、住 民票などの広域交付	都市計画道路の整備、公共下水道整備、 ごみ・し尿処理、斎場、医療体制の充 実、史跡環境整備、広域行政の推進

### (3) 3町の総合計画

3町の総合計画の将来像、基本目標は以下のとおりです。

また、3町の基本理念や将来像には多くの共通性とそれぞれの特色を活かしたまちづくりが盛り込まれており、速やかな一体性確保のための優位性と各地域の特色を活かした均衡ある発展のための高い可能性が認められます。

町名	南河内町	石橋町	国分寺町
計画名	南河内町第5次総合計画	第3次石橋町総合計画	国分寺町第5次振興計画
計画期間	平成13年度～22年度	平成13年度～22年度	平成16年度～25年度
将来像	<b>緑もえ笑顔輝く文化都市 みんなで伸ばす21世紀</b>	<b>人にしあわせ町に活力 未来に希望あふれるまち いしばし</b>	<b>健やかで心ふれあう やすらぎのまち 国分寺</b>
基本目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>①自然を活かした 快適なまちづくり</li> <li>②人が支えあう 安心できるまちづくり</li> <li>③人がいきいきと 躍動するまちづくり</li> <li>④人がうるおう美しく 安全なまちづくり</li> <li>⑤人と自然が創る 豊かなまちづくり</li> <li>⑥町民が主役となる 開かれたまちづくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①ゆとりある教育と 文化の薫るまちづくり</li> <li>②共に助け合い健康で 暮らせるまちづくり</li> <li>③ふれあいのある まちづくり</li> <li>④豊かな暮らしと 活力のあるまちづくり</li> <li>⑤豊かさの実感できる 住みよいまちづくり</li> <li>⑥安全で快適な まちづくり</li> <li>⑦みんなで創る まちづくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①学びあいの心で育む まちづくりをめざして</li> <li>②健やかで心ふれあう まちづくりをめざして</li> <li>③資源と知恵の融合で 活力あふれる まちづくりをめざして</li> <li>④やすらぎの心で 安全で快適な まちづくりをめざして</li> <li>⑤町民主体による 広域的・効率的な まちづくりをめざして</li> </ul>

### 3 新市の主要指標と県内の位置付け

新市の主要指標と県内の位置付けは、以下のとおりです。

また、県内順位については、49市町村とした場合の順位です。

項 目		数 値	栃木県内順位
人 口	人口（平成12年）	57,447 人	10
	世帯数（平成12年）	17,901 世帯	11
面 積	面積（平成14年10月1日）	74.58 km <sup>2</sup>	29
	可住地面積（平成14年10月1日）	71.25 km <sup>2</sup>	12
農 業	農家戸数（平成12年）	2,330 戸	9
	農業産出額（平成14年）	8,640 百万円	10
工 業	工業事業所数（平成14年）	125 事業所	12
	製造品出荷額等（平成14年）	170,173 百万円	13
商 業	店舗数（平成14年）	578 店	11
	商業販売額（平成14年）	75,590 百万円	12
財 政	歳入（平成13年度）	21,088 百万円	9
	歳出（平成13年度）	19,776 百万円	9

人口：国勢調査（平成12年10月1日現在）

面積：全国都道府県市区町村別面積調（平成14年10月1日）

可住地面積は栃木農林水産統計年報（平成14年10月1日）

農業：農家戸数は農業センサス（平成12年2月1日）

農業産出額は農林水産統計年報（平成14年1月1日～12月31日）

工業：工業統計調査（平成14年12月31日）

商業：商業統計調査（平成14年6月1日）

財政：栃木県市町村財政の状況（平成13年度）

# Ⅲ 住民意向

## 1 新市まちづくりアンケート調査

新しいまちづくりを検討するにあたり、まちの現状や将来の姿など住民の意見や要望を調査し、新市建設計画策定に反映させるため、本アンケートを実施しました。

### (1) 調査方法

調査対象者：満20歳以上の3町居住者

人口割による無作為抽出の10,000人

調査期間：平成16年1月30日～平成16年2月13日

### (2) 回収状況

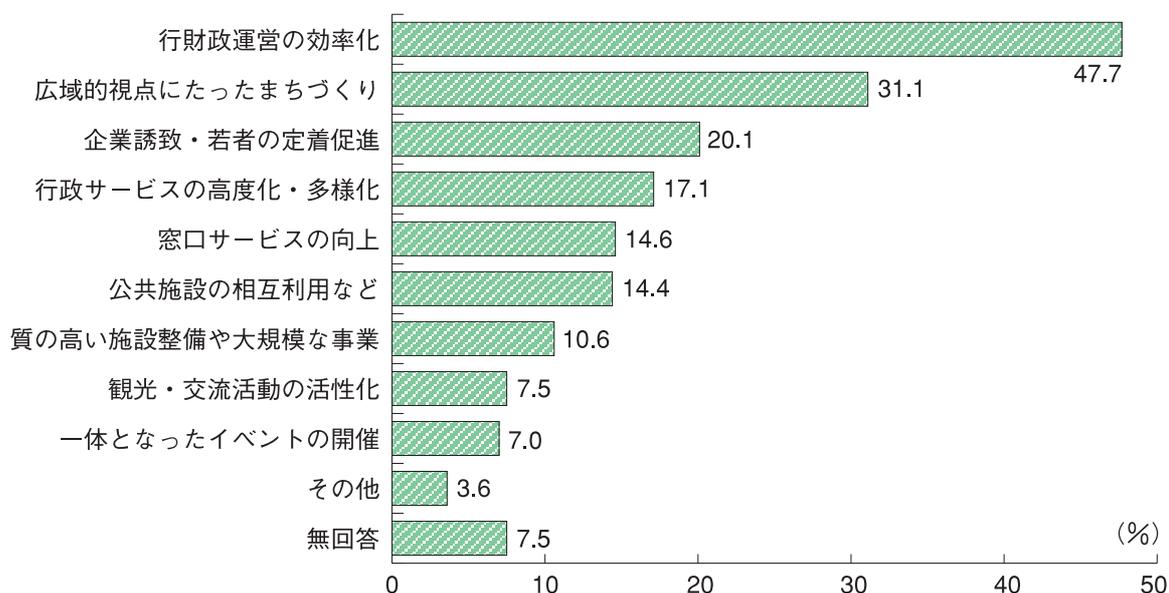
	3町合計	南河内町	石橋町	国分寺町	無回答
配布数	10,000	3,489	3,552	2,959	—
回収数	4,280	1,344	1,580	1,339	17
回収率	42.8%	38.5%	44.5%	45.3%	—

### (3) 主な結果

#### ① 合併に期待する効果と心配なこと

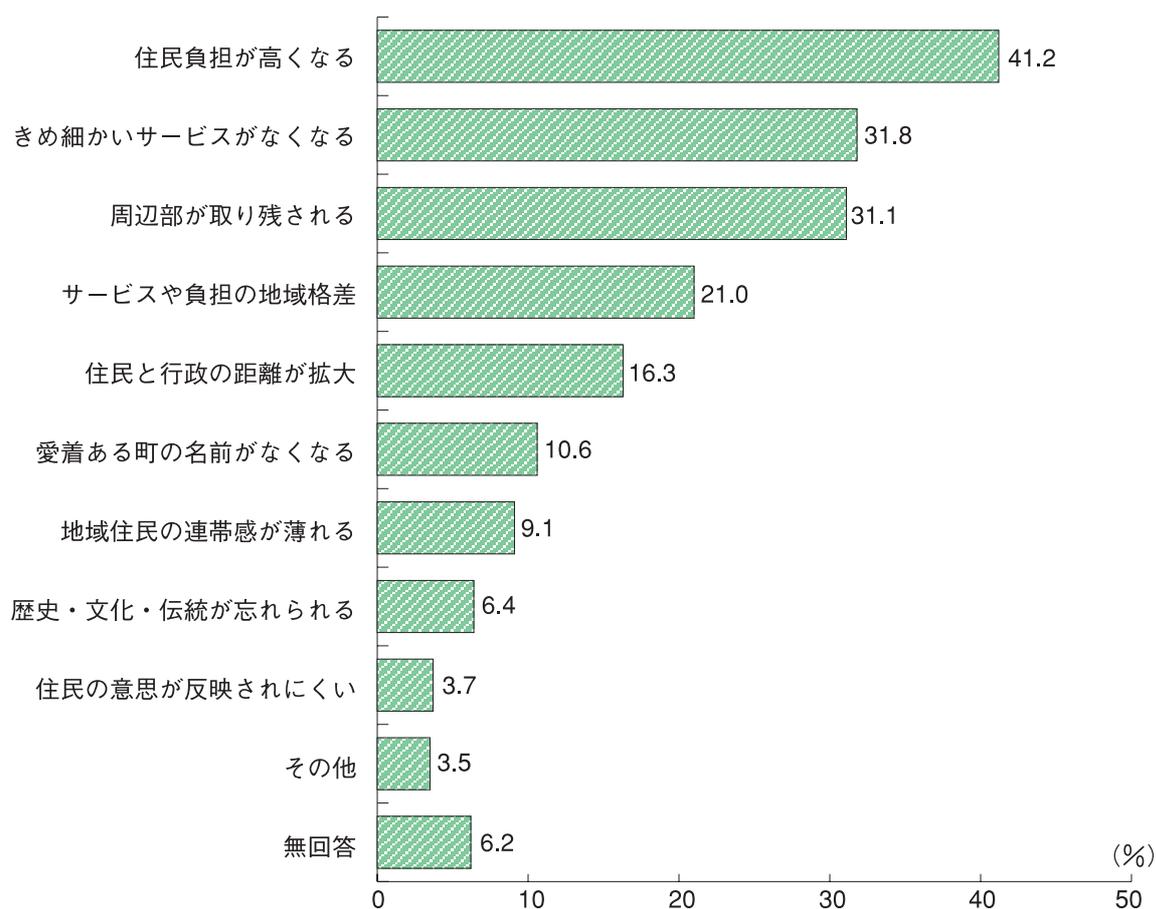
合併により生じる効果として「スケールメリット」などを期待する傾向がみられます。

#### 合併に期待する効果



合併で心配なことは、主に住民の暮らしに密着した事項に対しての不安が伺えます。そのため、合併後の住民生活の変化に十分配慮した計画策定が望まれます。

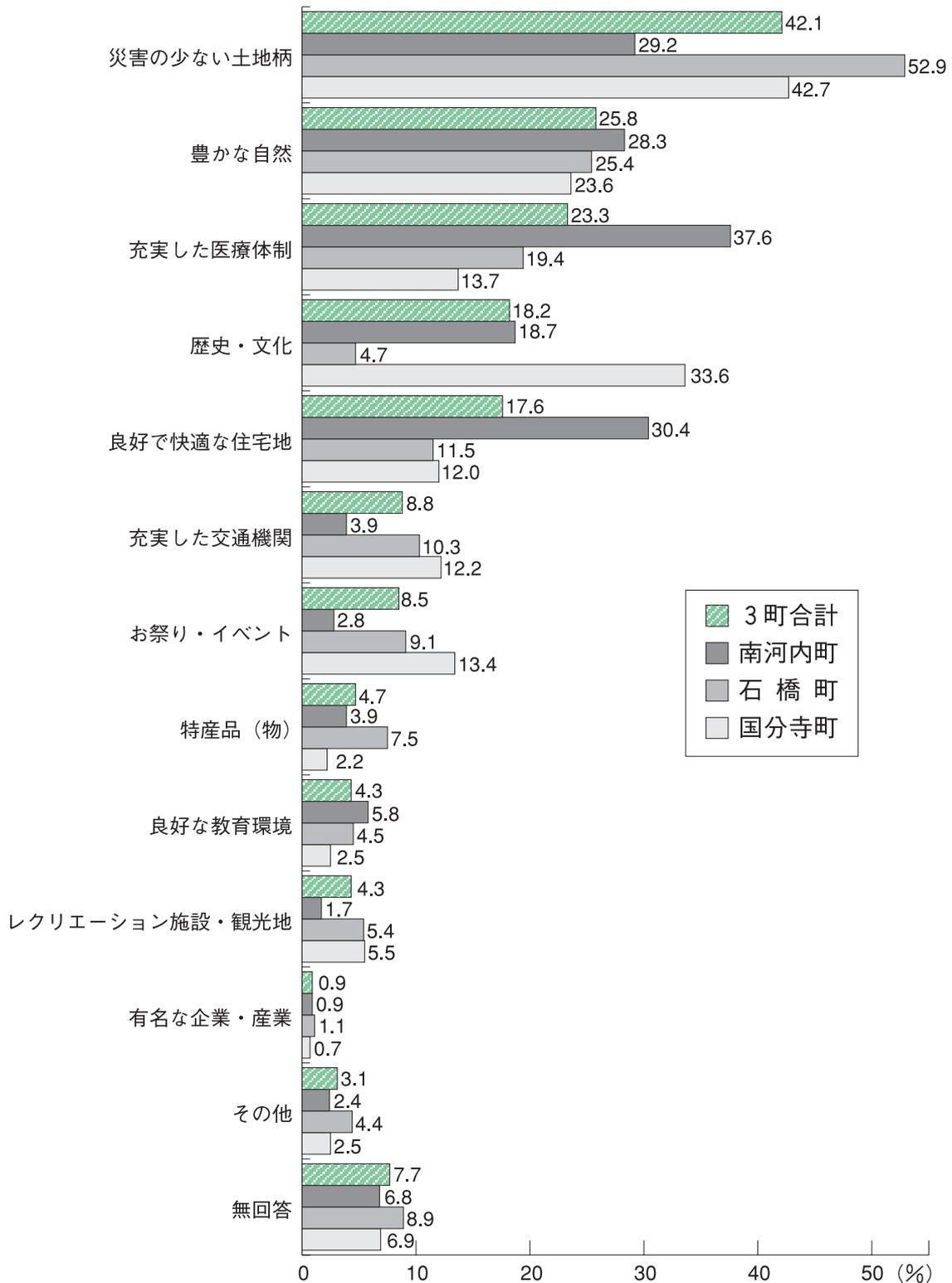
### 合併で心配なこと



② 地域の特性

居住町の魅力について調査したものです。3町それぞれに豊かな個性を持っており、これらを尊重し新市発展の起爆剤として活用していく必要があります。

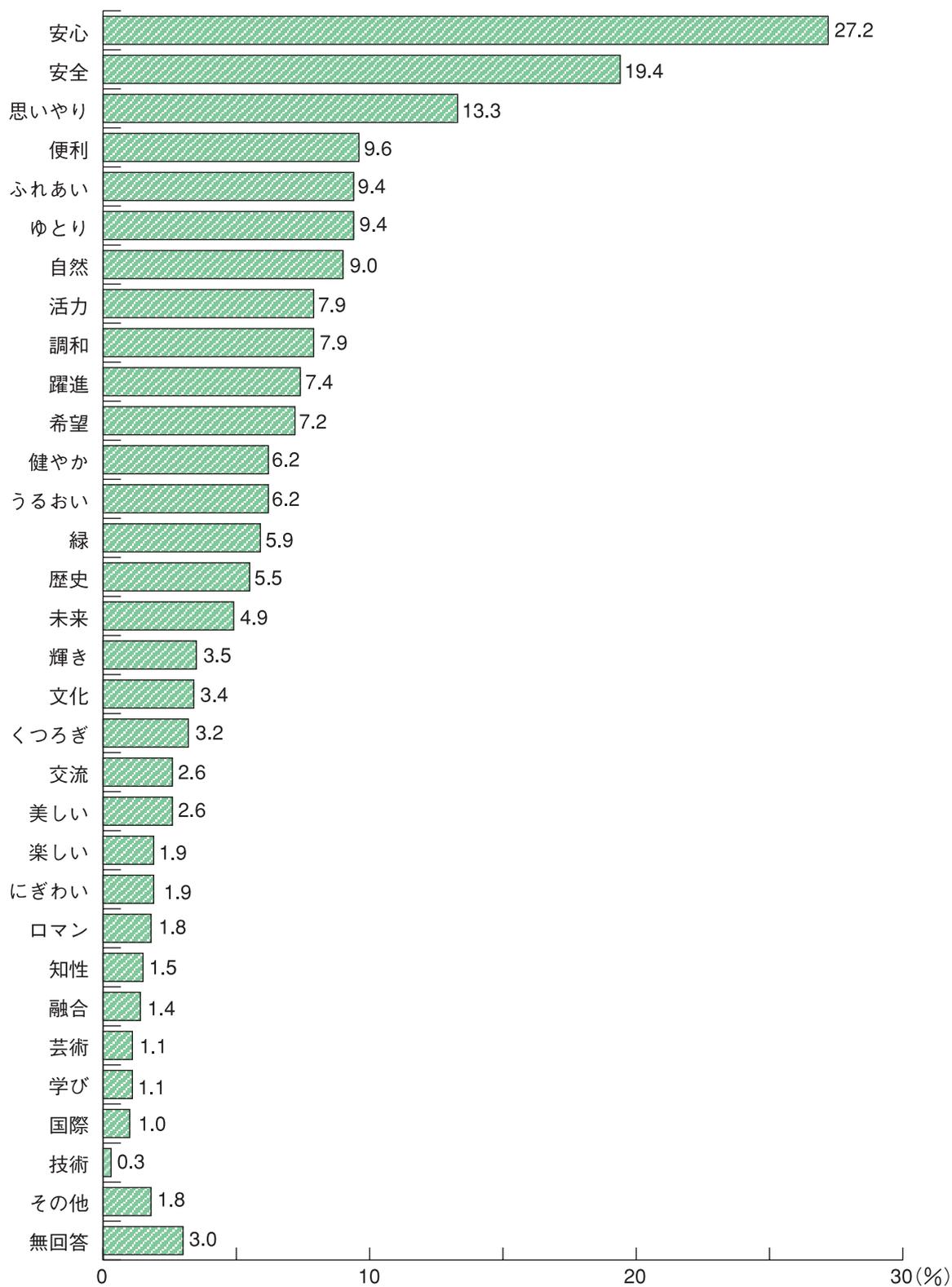
地 域 の 特 性



## ③ 将来イメージ（キーワード）

新市の将来イメージは「安心、安全、思いやり」のまちづくりを望む傾向がみられます。これらを新市の基本的な方針として、将来像を考える必要があります。

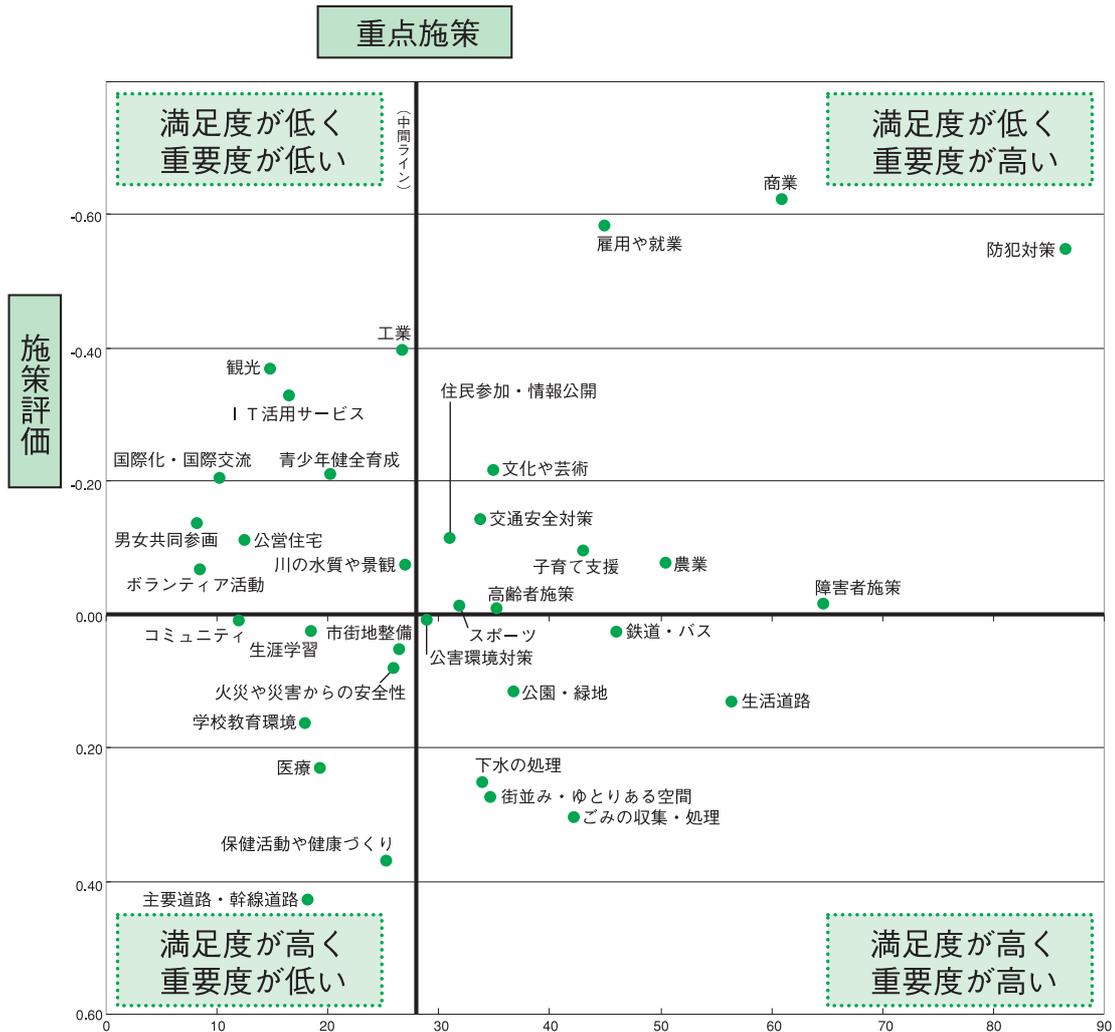
## 将来イメージ（キーワード）



#### ④ 施策評価と重点施策

現在の施策評価と新市の重点施策についてのアンケート結果は、下図のようになります。

なお、グラフ右上方向に行くほど現在の満足度が低く、今後の重要度が高い施策といえます。



施策評価については各項目の回答数の加重平均により、重点施策については回答率40%を100点に読み替えてグラフを作成。

## 2 新市まちづくり懇話会提言

3町の公募などによる委員により、新市まちづくりに関し、住民福祉の一層の向上、新市の一体性の確立、均衡ある発展に資するための基本的な方針についての意見・提言がとりまとめられ、協議会に報告されました。なお、意見・提言については、今後策定される基本方針、将来像に反映させることとします。

### (1) 開催経過

委員構成：18名（各町6名、うち3名が公募の委員）

開催経過：平成16年3月25日から平成16年4月19日までに5回開催

### (2) 主な提言の内容

#### ① 新市の将来像

新市まちづくり懇話会の提言では、新市の将来像を以下のとおりとしています。

## みんなで創る幸せなまち

### <みんなで>

住民が自ら汗をかき、主体的にまちづくりを行い、行政はそれを支えていくことが必要です。

### <創る>

現在に生きる私たちは、自然や歴史を大切にし、人と人とのふれあいのある新しいまちを創り、次代に引き継ぐ責務があります。

また、新しいまちを創るには、より良い地域づくりを目指すチャレンジ精神旺盛な次代を担う人材の育成が不可欠です。

### <幸せな>

幸せとは「安心して暮らせる」「安全に暮らせる」「夢が実現する社会」「自分らしく生きられる社会」「豊かな文化が醸成されるまち」をつくることです。このような、住民一人ひとりが幸せを実感できるまちづくりを目指すことが必要です。

3町が合併し、個人の意見が尊重され、地域の個性や自然を守り、歴史文化を継承しながら豊かに安心して暮らせるまちとなり、住民一人ひとりが「住んでよかった」と実感できるまちの実現を期待したものです。

## ② 部門別将来像

新市の部門別将来像は以下のとおりとしています。

### 1) 都市基盤部門

都市部と農村部の交流が盛んで、地域特性にあった土地利用計画を進めるため「都市・農村が共生する 自然あふれるまち」を将来像として提言します。

### 2) 保健福祉部門

住民一人ひとりが生涯現役で、安心して子育てができるまちを実現するため「生涯にわたり 健康で明るく暮らせるまち」を将来像として提言します。

### 3) 教育文化部門

少子高齢化に対応した教育制度の見直しや、個々の文化意識の高揚による魅力ある生涯学習環境の創造のため「市民ひとりひとりが学び 活躍できるまち」を将来像として提言します。

### 4) 生活環境部門

豊かな自然を責任を持って次世代に引き継ぐことを念頭に、地域の連帯感を高め安心して暮らせるまちづくりのため「みんなが その気になって暮らしと自然を守るまち」を将来像として提言します。

### 5) 産業部門

全ての産業において、経営者としての意識改革による活性化を図るとともに、貴重な歴史資源を十分活用し、地域の連帯感の醸成を図るため「知恵と意識で元気な産業 歴史・イベントを大切にするまち」を将来像として提言します。

### 6) 地域社会と行財政部門

地域社会の連携と交流による新たなコミュニティ組織づくりと、健全財政を基調に住民参加による開かれた行財政運営を推進するため「開かれた行政と市民主体による 未来を見据えたまち」を将来像として提言します。

# IV 主要指標の見通し

## 1 人口

### (1) 総人口

新市の人口は、自然増加及び社会増加により、引き続き増加傾向となり、平成27年には約62,900人になると見込まれます。

### (2) 年齢別人口

年齢別人口は、人口流入（社会増加）が見込まれる中、出生率の低下と平均寿命の伸長により、今後、高齢者（65歳以上）の増加が顕著になるとともに、年少人口（0～14歳）の減少が予想されます。平成27年には、老年人口は約13,000人（全体の20.7%）、年少人口は約9,500人（同15.1%）になると見込まれます。

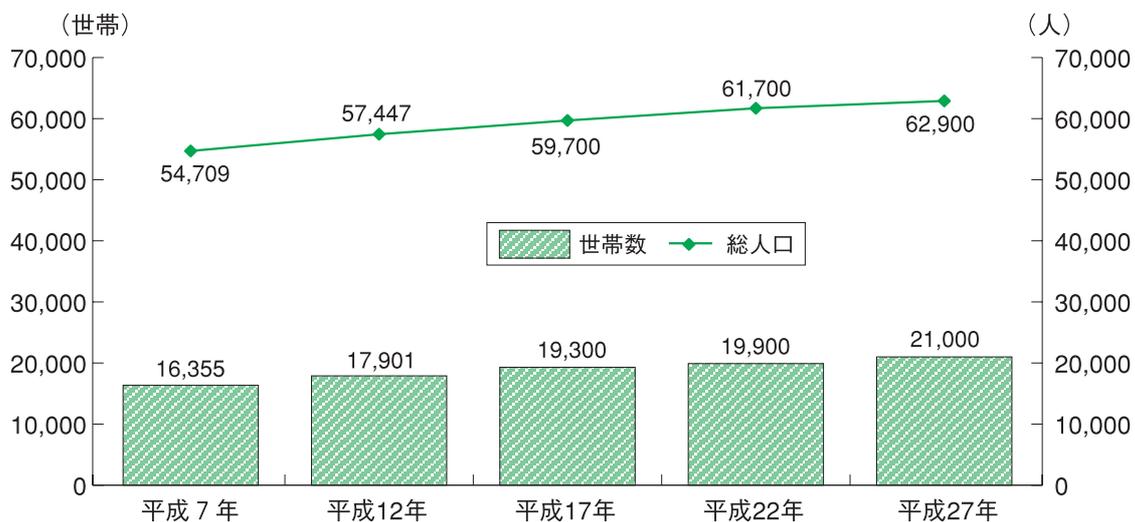
### (3) 就業人口

生産年齢人口（15～64歳）は、平成22年頃までは増加し、その後は減少に転じると予想されます。就業人口は、高齢者や女性の社会参画拡大などにより増加が続き、平成27年には約32,700人になると見込まれます。第一次産業就業人口は著しい減少を示し、平成27年には約1,800人（全体の5.5%）に、第二次産業就業人口は横ばい傾向で、約9,300人（同28.4%）に、第三次産業就業人口は堅調に伸びて、約21,600人（同66.1%）になると見込まれます。

## 2 世帯数

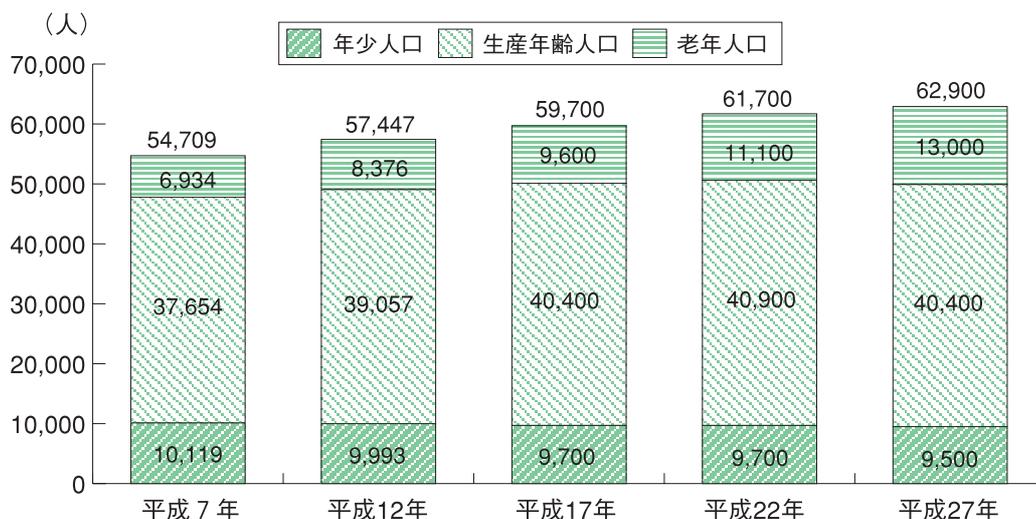
核家族化や単身世帯の増加などにより、世帯数はさらに増加を続け、平成27年には約21,000世帯となり、1世帯あたり人員は3.0人になると見込まれます。

図IV-1 人口・世帯数の推移



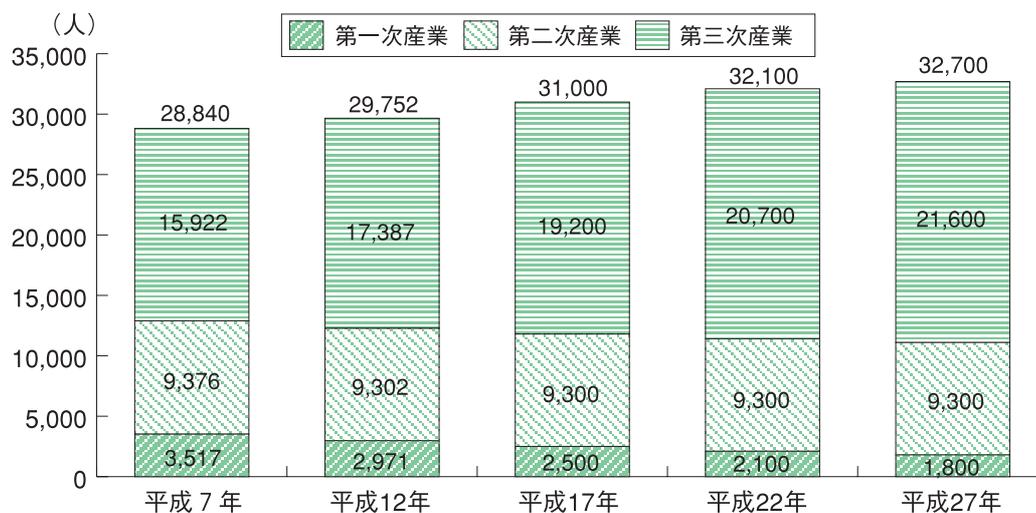
資料：平成12年までは国勢調査、以降は推計

図IV-2 年齢別人口の推移



資料：平成12年までは国勢調査（総数は年齢不詳を含む）以降は推計

図IV-3 産業別就業人口の推移



資料：平成12年までは国勢調査（総数は分類不能を含む）以降は推計

＜推計方法＞

- ・人口は国勢調査ベースで推計した。推計方法はコーホート変化率法<sup>※2</sup>による。変化率は平成10年、15年の住民基本台帳人口を基に求めた。
- ・就業人口は国勢調査結果より、人口に対する割合から産業動向を勘案して推計した。
- ・世帯数は国勢調査結果より、平均世帯人員の動向を勘案して推計した。
- ・就業人口の実績値の合計には分類不能を含む。
- ・構成比は、端数処理のため合計が100%にならない場合がある。

# V まちづくりの可能性と主要課題

## 1 将来に向けた可能性

### (1) 充実した交通網

JR宇都宮線、国道4号、国道新4号、北関東自動車道など、恵まれた交通網と拡がるアクセス環境を有しており、古くから物流交通の要衝として発展してきました。

現在では、東北自動車道・栃木インターチェンジまで約30分、北関東自動車道・壬生インターチェンジと宇都宮上三川インターチェンジの開通により利便性が飛躍的に向上しています。特に北関東圏を日本海・太平洋に直結し、内陸の大動脈と期待される北関東自動車道の今後の整備により、さらに立地特性が高まる可能性があります。また、JR宇都宮線の小金井駅・自治医大駅・石橋駅は本地域の玄関口であり、今後新市の核として、3駅周辺の整備が期待され、個性あるまちづくりへの活用が可能です。

### (2) 首都圏に位置する地理的優位性

新市は、都心から約85km圏に位置し、JR宇都宮線、国道、北関東自動車道などの動脈が通り、首都圏の一端を担っており、この優位な立地を生かして生鮮野菜の生産などの首都圏農業が行われているほか、工業団地が整備されています。

また、JR宇都宮線で都心へ約70分の通勤圏にあることから、首都圏通勤者の快適な生活都市として、多様な人材の供給基地としても発展しています。

3駅の間駅である自治医大駅周辺は、新市の中央地点に位置付けられ、今後とも人口流入が期待できる地域です。また、自然災害の少ない本地域は、これから高速道路網の整備により、新しい企業立地の可能性があり、小山より東北新幹線利用で東京へ約40分という利便性は、これらの優位性をさらに高めることとなります。

### (3) 自治医科大学との協働

新市のほぼ中央部に、自治医科大学と同附属病院が立地しており、最先端医療技術の集積と地域医療の充実が図られ、地域社会経済に多大な影響を与えています。

これらの高度地域医療施設は、今後の超高齢社会における住民の健康づくりの拠点としての活用が期待され、すぐれた水準の医療機関との協働により、さらなる保健・医療の発展が望めます。

#### (4) 計画的に進めてきた土地利用の活用

新市では、JR宇都宮線の3駅を中心として市街地が広がり、計画的な市街地の設定と効率的な基盤整備の推進により、安定して人口が増加しています。また、工業用地としての用途設定により、秩序ある企業の立地が進み、良好な住環境が保たれています。

一方、市街地の周辺には、豊かな田園地帯が広がり、首都圏農業の生産の場となっています。さらに、自然災害の少なさ、温暖で暮らしやすい気候、豊富な水資源、肥沃で平坦な地形といった快適な地理的環境に恵まれています。

このため、新たな土地利用に関しては、これまで培ってきた土地利用を基準とすることにより、より質の高い都市空間を形成していくことが可能です。また、肥沃な田園地帯は、集団化された農地を活用した都市近郊農業の推進が図れるとともに、地産地消を踏まえた生産流通のシステム化が期待されます。

#### (5) 多彩な歴史・文化資源の活用

新市は、下野薬師寺跡、下野国分寺・同尼寺跡をはじめとした、古代下野の豊富な歴史的資源に恵まれています。また、近世以降の農業基調の生産圏の発展と、日光街道宿場町としての発展により、交流と流通による文化が培われ、脈々と現代に継承されています。

このように貴重な文化を共有できることにより、新市の一体化の早期醸成を図るとともに、新しいまちづくりの一翼を担うことが期待されます。また、貴重な歴史的遺産をまちづくりの有効な資源として活用することにより、観光の振興、地域自治への意識啓発、特色ある地域性・郷土愛の醸成などが可能となります。

## 2 まちづくりの主要課題

### (1) 新市の一体性の確保

合併した実感を全住民が共有できるようにするため、新市の一体性を早期に構築していく必要があります。

充実した住民サービスの一つは、身近な場所で様々なサービスが受けられることであり、住民の移動手段の充実やITの活用などにより、サービスの利便性を確保していく必要があります。合併によるメリットを最大限活用して、多様なサービスを充実し、すべての住民が平等に利用できるようにすることが課題となります。

特に地域の一体性を確保する上で、道路交通網の整備は重要な要素であり、市内を円滑に移動できるようにするため、国道4号と国道新4号を軸に、東西・南北方向の幹線道路網を構築する必要があります。

### (2) 効率的で住民満足度の高い行財政運営

合併を進める理由の一つとして、財政基盤の強化により住民サービスの向上が図られることがあげられます。厳しい財政運営の中で、効率的で住民満足度の高い行財政運営が要求されています。

そのため、合併を契機として行政改革をさらに進め、住民の満足度や住民福祉の向上の観点から、行政評価手法などの導入・確立により、施策の計画・実践・評価を行う効果的な行財政運営が必要となります。

### (3) 住民自治と専門行政の確立

効率的で住民満足度の高い行財政運営を支えるためには、住民自治の観点から、住民と行政が協働して、地域の課題を地域住民自らの力で解決することが必要です。そのため、新市においても、住民・行政・議会の役割などを明確にすることが必要となります。

また、住民ニーズを実践・実現していくために、よりレベルアップした専門行政の確立を目指すことが必要です。

### (4) 経済活性化の推進

住民福祉やサービスの向上を図るためには、安定した財源確保が重要な要素であり、良好な住環境の形成による人口の増加を図るとともに、地域の経済的な活性化が必要です。

このため、優良企業の立地を推進するほか、地域内の経済循環の活発化を促進する必要があります。

地域内における経済活動としては、市内消費を拡大することや少子高齢化に対応した生活支援型のサービス産業の育成など、幅広い振興策が求められています。

# VI 新市建設の基本方針

## 1 新市の将来像

新市の区域は、首都圏北部の栃木県中南部に位置し、中央を国道4号やJR宇都宮線が貫通し、北関東自動車道が開通するなど、首都・県都に至近距離にあり広域交通に恵まれた地域です。早くから適切な土地利用が進められたことにより、良好な住環境が整うなど、職住環境や産業構造において、効率的でバランスの取れた発展を遂げてきました。さらに自治医科大学の開学と同大学周辺開発により、豊富な人材と様々な最先端医療機関の集積が図られ、人や情報の交流機能が進んでいます。また、新市には、古代からの史跡が多く点在し、特色ある地域文化の礎となっていると同時に、住民の誇りとなって豊かな郷土愛を育んでいます。

新市は、このような広域交通の優位性や高度な医療技術研究機能、高い郷土愛を活かし、首都圏あるいは栃木県の中で中核的な役割を担う都市として発展する可能性が期待される地域です。

一方、地方分権、少子高齢化、高度情報化、国際化の進展など大きな転換期を迎える中、すべての住民が安心して暮らすことを目的に、安全で快適な住環境を実現することは極めて重要です。そのためには、生活者の視点に立ったまちづくりを実現し、住民自治の観点から住民一人ひとりと行政が手を携えて、信頼関係のもとに、ともに知恵を出し合うことが不可欠です。

新市においては、これらの特性を活用するとともに社会情勢を十分見極めた上で、人と文化の交流を基調に住民と行政が協働して、次代に継承する安全で活力のある生活圏を創造することを目指します。

そのため、新市の将来像を

おも  
思いやりと交流で創る  
こうりゅう つく  
しんせいぶんかとし  
新生文化都市

と設定し、新たなスタートを切ります。

## 2 新市まちづくりの基本目標と施策の体系図

### (1) 基本目標

#### 都市と田園が共生する快適な環境で躍進するまちづくり

小金井駅・自治医大駅・石橋駅を中心に広がる市街地に、地域の特徴を活かしたより効果的な拠点整備を展開し、都市機能を向上させます。さらに、幹線交通網の整備、公共交通の有効活用により、それぞれが補完し合い全体として高度なサービスの供給が可能です。都市部と農村部の連携・交流を促進し、躍動感ある活気に満ちた都市を目指し、長期的展望に立った安定したまちづくりを行います。

#### 安心して暮らせる健康で明るいまちづくり

少子高齢化や核家族化など社会構造の変化が進む中、安心して子供を産み育てることのできる、また、高齢者がいきがいを有する快適な生活環境を社会全体で実現するシステムを構築するとともに、恵まれた医療環境を活用し、予防を中心とした保健・医療・福祉などのきめ細かいサービスにより、すべての人が生涯にわたりいきいきと明るく暮らせる安心のまちづくりを目指します。

#### みんなで学び文化を育むふれあいのまちづくり

国際化・高度情報化の中で、住民一人ひとりが地域社会の一員として役割を認識し、自主的・主体的な活動を支援するための学習環境などを整備し、学校教育においては、学校と家庭及び地域が連携した教育内容と教育環境の充実を図ります。また、地域の郷土芸能や資源の保護、文化活動などへの自主的な参画を支援し、住民一人ひとりが学び、ふれあいのあるまちづくりを目指します。

#### 豊かな自然と調和した快適で安全なまちづくり

東西の河川に抱かれた肥沃な田園地帯や平地林など豊かな地域環境を保全するために、下水道の整備や環境に負担の少ない循環型社会を形成することで、潤いと安らぎある生活環境の実現を図ります。また、総合的な災害対策を推進するとともに、交通・防犯などの安全性を高めます。

### 知恵と意欲で創造性豊かなまちづくり

首都圏に位置する地理的優位性を活かして、農業・工業・商業の活性化を図ります。また、コミュニティビジネス<sup>\*3</sup>などの起業や立地を促進し、情報交流の機会を設け、人材育成・経営者意識の高揚を図ります。さらに、下野文化の象徴である歴史的な史跡を活用した観光振興を推進し、活力ある創造性豊かで魅力あるまちづくりを目指します。

### 住民と行政の協働による健全なまちづくり

住民の相互交流によりコミュニティ活動を活発化させ、新しい組織づくり・人材育成などを促進します。男女が互いに尊重し、ともに活躍できる仕組づくりが必要であり、さらに公正・公平な住民主体によるまちづくりを推進します。また、住民や民間事業者などとの連携・協働により効率的な公共施設などの整備・運営を図ります。地方分権、高度情報化などの大きな転換期の中、積極的な行政改革が急務であり、効果的かつ効率的な住民満足度の高い行財政運営のため、行政評価制度などの導入を進め、住民との協働<sup>\*4</sup>による健全なまちづくりを目指します。

## (2) 施策の体系図

新市まちづくりの6つの基本目標に基づき、将来像実現のための施策を取りまとめ、まちづくりを展開します。

### 【将来像】

### 【基本目標と施策の大綱】

思いやりと交流で創る

新生文化都市

#### 都市と田園が共生する快適な環境で躍進するまちづくり

- ・ 秩序ある土地利用と快適な住環境づくり
- ・ 人に優しい交通環境の整備
- ・ うるおいのある緑環境の整備

#### 安心して暮らせる健康で明るいまちづくり

- ・ 生涯健康のまちづくり
- ・ 支え合いのまちづくり
- ・ 保険・年金の充実
- ・ 消費生活の向上

#### みんなで学び文化を育むふれあいのまちづくり

- ・ 次代を担う人材の育成
- ・ 生涯にわたる学びの機会の充実
- ・ 豊かに暮らす文化の振興

#### 豊かな自然と調和した快適で安全なまちづくり

- ・ 快適な環境の創造
- ・ 安全・安心なまちづくり
- ・ 快適な水環境の形成

#### 知恵と意欲で創造性豊かなまちづくり

- ・ 大都市近郊農業の振興
- ・ 工業・商業の振興
- ・ シティセールスの推進

#### 住民と行政の協働による健全なまちづくり

- ・ 協働のまちづくりの推進
- ・ 行財政運営の充実
- ・ 広域行政の充実

### 3 新市の土地利用の方針

新たな新市の効率的で均衡ある発展に資するため、各種機能を集積させる拠点機能を新市地域に配置し、また、広域的な交流を発展させるための軸を設定します。

#### (1) 拠点

##### ○生活文化拠点

3つの駅を中心に既存の基盤整備を活用し、近隣商業の振興や居住環境の整備、行政窓口のサービスの機能拡大を図ります。

##### ○地域保健福祉拠点

3町の保健福祉センターなどを保健・医療・福祉サービスの供給拠点と位置けるとともに、健康づくりや子育て支援の活動拠点とし、総合的に地域保健福祉を推進します。

##### ○高度医療集積拠点

全国でも屈指の高度医療の集積が進んでいる自治医科大学周辺を高度医療集積拠点と位置付け、同大学附属病院との協働による地域医療の充実を推進します。

##### ○工業拠点

新市の地理的優位性などを十分活用し、地域産業の振興と雇用の促進のため工業拠点を配します。

##### ○下野いにしえネットワーク拠点

新市域のいにしえからの歴史的遺産は、新市の宝であり住民の誇りです。これらを次代に継承し、資源として様々な活用するため、歴史的資源の集積する拠点として位置付け、ネットワーク化や周辺整備を進めます。

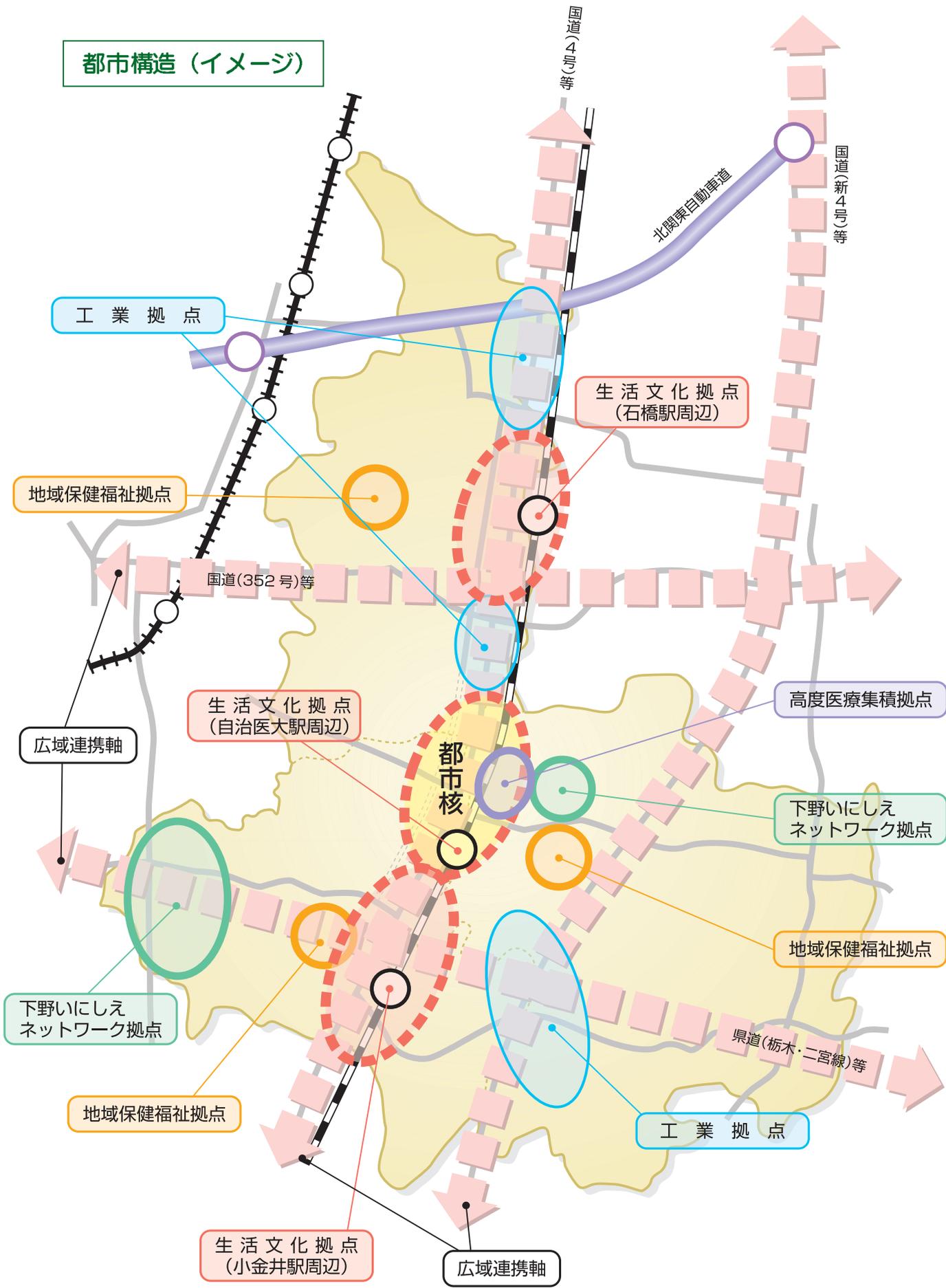
##### ○都市核

自治医大周辺は、新市のほぼ中央に位置し、同大学附属病院開設並びにグリーントウン開発とともに発展してきました。そのため、新市の都市構造の中心となる拠点として位置付け、都市機能の集積を効率よく推進するため、行政機能の集積はもとより文教施設整備を推進し、魅力ある都市核の形成を図ります。

#### (2) 広域連携軸

新市が、北関東や栃木県の中で中核的な市として、住民活動が活発に営まれ、多様な文化を吸収し発信していくためには、近隣の市町村との交流は重要となります。そのため、人、物、文化交流の空間移動を充実させるため「広域連携軸」を設定し、近隣自治体など幅広い交流を促進します。

都市構造 (イメージ)



# VII 新市の施策

新市建設の基本目標と施策体系に沿って、以下のような施策を展開していきます。

## 1 都市と田園が共生する快適な環境で躍進するまちづくり

新市の均衡ある発展を目指すため、3駅を中心とした市街地を生活文化拠点として、住民の利便性に配慮した計画的な環境整備を図るとともに、自治医科大学周辺に位置付けた都市核には、周辺部とのアクセス機能の充実と都市機能の集積を図り、良好な住環境の保全整備を推進します。

また、貴重な平地林などの自然環境を保全しながら周辺の田園地帯との有機的連携を確立し、都市と田園の共生による一体性のある新市の形成を図ります。

### 【方針】

#### (1) 秩序ある土地利用と快適な住環境づくり

- 限られた新市の区域を地域特性を活かしながら効率的に整備していくため、市民と協働し、土地利用や都市計画等に関わる計画の策定を進めます。
- 自治医大周辺の都市核を新市構造の中心形成地域として、新市としてふさわしい、アクセス道路の整備、基盤整備、行政サービス機能の向上を進めるとともに、生活文化拠点や周辺地域との連携体制を構築します。
- 豊かな住環境を積極的に整備していくため、土地区画整理事業等を推進するとともに、既存のまちなみ景観の計画的な保全を推進していきます。

#### (2) 人に優しい交通環境の整備

- JR3駅周辺や公共施設のバリアフリー化を促進するとともに、新市の均衡ある発展のための道路網の整備にあたっては、ユニバーサルデザイン<sup>※5</sup>の精神に基づき、誰もが安全に利用できる環境づくりを進めます。
- 新市の一体性と市民の利便性向上のため、公共交通機関等の輸送力の増強を推進します。

#### (3) うるおいのある緑環境の整備

- 計画的な緑住環境を提供するため「緑の基本計画<sup>※6</sup>」等を策定し、計画的な緑地・公園等の整備を推進します。
- 市民の理解と協力により、貴重な平地林や河川の保全に努め、快適な森林空間を整備するなど緑豊かな住環境の維持・促進に努めます。

## 【事業計画】

施策名	事業概要
(1) 秩序ある土地利用と快適な住環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 国土利用計画の策定</li> <li>■ 農業振興地域整備計画の策定</li> <li>■ 都市計画マスタープラン<sup>※7</sup>の策定</li> <li>■ 土地利用計画策定のための地籍調査の実施</li> <li>■ まちなみ景観の保全</li> <li>■ 北関東自動車道沿線開発の促進</li> <li>■ 土地区画整理事業の推進</li> </ul>
(2) 人に優しい交通環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 交通バリアフリー基本構想の策定</li> <li>■ 駅周辺バリアフリー化の促進</li> <li>■ 道路整備計画の策定</li> <li>■ 幹線道路ネットワークの整備</li> <li>■ 地域に密着した生活道路の整備</li> <li>■ 交流のための公共交通機関等の輸送力の増強</li> </ul>
(3) うるおいのある緑環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 緑の基本計画の策定</li> <li>■ 自然環境の保全</li> <li>■ 公園・緑地の整備</li> </ul>

## 2 安心して暮らせる健康で明るいまちづくり

少子高齢化や核家族化が進む中、生涯にわたり安心して暮らせる地域社会のシステムを確立します。そのため、家庭や地域コミュニティでの世代間の交流を推進し、助け合いによる地域全体で安心して暮らせる社会づくりを推進します。

また、すべての市民が個々の能力を十分発揮し、生涯健康で暮らせることを目的に、疾病の予防を基調に恵まれた医療環境を十分活用し、きめ細かいサービスの提供を目指します。

### 【方針】

#### (1) 生涯健康のまちづくり

- 地域医療・予防や緊急医療体制の確立のため、自治医科大学をはじめ地域医療機関との連携を強化するとともに、疾病予防、早期発見・早期治療、リハビリテーションに至る一貫した地域保健医療体制を構築します。
- すべての市民が心身ともに健やかに暮らせるよう、3つの地域保健福祉拠点を整備するとともに、自治医科大学をはじめ地域医療機関との連携強化を図り「健康日本一」の都市を目指します。そのため「地域版健康日本21<sup>※8</sup>」計画を策定するなど、地域での自主的な健康づくりへの支援を充実させ、市民の健康に対する自覚と意識高揚に努めます。

#### (2) 支え合いのまちづくり

- 地域社会の中で住民がともに支え合い、安心して生活が送れるよう地域福祉の充実を図ります。そのため、福祉センター等を拠点とした、コミュニティや社会福祉法人等と連携を強化するための新たなネットワークを構築します。
- 高齢者が健康で、その知識や経験を十分発揮し、社会に貢献しながら生き生きと活動し、充実した日々を送れるシステムを構築します。
- 障害者が地域で自立した生活を送り、安心して暮らせるよう、雇用、就労機会の促進を図るとともに、きめ細かな福祉サービスの提供を図ります。
- 地域や家庭と学校が連携し、子どもを安心して産み育てることのできる地域社会を目指します。
- 社会福祉法に基づき福祉に関する事務所を設置し、生活保護法、児童福祉法等に定める援護、育成または更生の措置を講じます。

#### (3) 保険・年金の充実

- 介護保険サービス対象者の増加に対応して、相談窓口設置や人材補強を進め、介護保険の啓発と適正な運営に努めます。
- 国民健康保険の安定した運営に努めるとともに、国民年金事業は、その制度理解を周知し、普及啓発を促進します。

#### (4) 消費生活の向上

- 消費者の自立を支援するため、消費生活に係わる情報提供や意識啓発を図るとともに、相談体制の整備・充実に努めます。

## 【事業計画】

施策名	事業概要
(1) 生涯健康のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 疾病予防対策の充実</li> <li>■ 地域医療体制の確立</li> <li>■ 健康づくりの推進</li> <li>■ 地域保健福祉拠点の整備</li> </ul>
(2) 支え合いのまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域福祉計画の策定</li> <li>■ 福祉センターネットワークの強化</li> <li>■ 社会福祉活動の強化</li> <li>■ 高齢者の自立支援・生きがい活動の支援</li> <li>■ 障害者の自立支援・生きがい活動の支援</li> <li>■ 子育て支援計画の策定</li> <li>■ 子どもを健やかに産み育てる環境づくり</li> <li>■ 地域子育て支援体制の充実</li> <li>■ 福祉事務所の設置</li> </ul>
(3) 保険・年金の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 介護保険サービスの充実</li> <li>■ 保険・年金の充実</li> </ul>
(4) 消費生活の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 消費生活に係る相談体制の整備・充実</li> </ul>

### 3 みんなで学び文化を育むふれあいのまちづくり

時代や地域を支える原動力となる子どもたちは、新市の将来を担う新たな人材であり、未知なる可能性を秘めた地域の宝です。このため、学校教育においては、地域と家庭の連携のもと、思いやる心や命の尊厳を大切にす心の教育を養うとともに、新たな時代への果敢な挑戦者としての高い倫理観と知性を備える若者の育成を推進します。

また、知識欲や向上心の充足は人々が充実した人生を送るための重要な要素であり、それらを活用し社会に貢献することに大きな充実感を得ることができます。そのような豊かな生き方を誰もが実践することが可能となるよう、住民ニーズに対応した生涯学習環境を整備します。

#### 【方針】

##### (1) 次代を担う人材の育成

- 豊かな人間性と確かな学力のバランスを基調に、将来の高度情報化・国際化に対応できる教育を実践します。また、学校、家庭、地域の連携により、地域社会の中で個性を活かしながら、心豊かにたくましい子どもを育て上げる仕組づくりに努めます。
- 新市としての適正な小中学校の通学区の見直しを図るとともに、より良好な環境で学校生活を営むことのできる施設整備を推進します。

##### (2) 生涯にわたる学びの機会の充実

- 誰もが生涯にわたる自主的な学習の喜びとともに、充実した人生を送るための多様な学習機会を提供します。そのため、各種講座の充実やイベントの開催、人材育成を図るとともに、関連施設の整備を推進します。
- 生涯スポーツをとおして、市民が一堂に会し、一体感を培うことのできる施設整備を推進するため、既存公園を活用した総合運動公園を整備します。

##### (3) 豊かに暮らす文化の振興

- 市民の情操豊かな芸術や文化への関心の高まりや、積極的な文化活動への参加意欲の向上に鑑み、芸術文化の創造活動を積極的に支援するとともに、世界への新市文化の発信基地として、文化会館を整備します。
- 新市の一体性の向上と特色ある地域文化の振興のため、新市に点在する下野の歴史的遺産の保存整備を推進します。
- 様々な地域との交流を深めるとともに、柔軟な国際感覚を養うための地域間交流や国際交流を促進します。

## 【事業計画】

施 策 名	事 業 概 要
(1) 次代を担う人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>■時代に即応した人材の育成の推進</li> <li>■豊かな人格を形成するための教育の推進</li> <li>■学区の見直しと施設整備</li> <li>■給食センターの整備</li> </ul>
(2) 生涯にわたる学びの機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■生涯学習推進計画の策定</li> <li>■生涯学習の普及啓発の促進</li> <li>■講座の充実と指導者の育成</li> <li>■生涯学習施設の充実・整備</li> </ul>
(3) 豊かに暮らす文化の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>■芸術文化活動の促進</li> <li>■文化会館の整備</li> <li>■下野薬師寺跡保存整備事業</li> <li>■下野国分寺跡保存整備事業</li> <li>■地域間交流と国際交流の推進</li> </ul>

## 4 豊かな自然と調和した快適で安全なまちづくり

誰もが真に豊かに暮らすため、河川や平地林などの豊かで貴重な自然環境を守り、持続的に発展し続ける生活や産業活動の仕組みを築き将来の世代に継承しなければなりません。そのため、一人ひとりが環境に対しての理解と認識を深め、早期に循環型社会を構築することが急務となります。

また、新市は大規模な災害が比較的少ない地域ではありますが、不測の事態に備え安全で安心な住民生活を支えるため、防災防犯体制を地域ぐるみで推進できる体制の整備を推進します。

### 【方針】

#### (1) 快適な環境の創造

- 市民の健康で安全な暮らしを守るための公害対策を推進するとともに、市・市民・事業者の環境に対する責務を明らかにし、意識の高揚を図り、循環型社会の構築を推進します。
- ごみ処理は、効果的、効率的に処理することを基本に、現在の処理体制を維持しながら、新市において早い時期に近隣自治体と連携し、広域的な処理体制や広域的な施設の整備について検討します。また、継続的なごみの減量化、資源化対策を積極的に推進します。

#### (2) 安全・安心なまちづくり

- 大地震や大規模火災等の災害に備えて「地域防災計画」を策定するとともに、行政と地域住民、企業が一体となって、防災体制の強化、消防設備の充実等を図り、災害に強いまちづくりに努めます。
- 市民の安全安心な生活を守るための防犯施設の整備を推進します。
- 車社会の進展にともなう交通事故を防ぐため、交通安全施設の整備を促進するとともに、交通安全意識の高揚を図ります。

#### (3) 快適な水環境の形成

- 安全な水の提供のため、上水道の安定供給を確保し、拡張事業を促進するとともに、加入促進を図ります。また、老朽化した石綿管の布設替えを積極的に推進します。
- 水質保全や地下水のかん養<sup>※</sup>等を促進し、美しい郷土を次代に引き継ぐため、下水道の整備促進を図るとともに、供用開始区域での加入促進を図ります。

## 【事業計画】

施策名	事業概要
(1) 快適な環境の創造	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 環境美化意識の啓発</li><li>■ 環境保全のための基本理念の制定</li><li>■ 広域的な処理体制や施設の整備と循環システムの推進</li><li>■ 公害対策の充実</li></ul>
(2) 安全・安心なまちづくり	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 防災体制の充実</li><li>■ 消防の充実</li><li>■ 防犯設備の充実</li><li>■ 交通安全施設の整備</li></ul>
(3) 快適な水環境の形成	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 上水道拡張事業</li><li>■ 下水道の整備・加入促進</li></ul>

## 5 知恵と意欲で創造性豊かなまちづくり

近年の社会経済情勢や産業構造の変化により、現状では各産業とも発展の停滞傾向が見受けられます。しかしながら、新市は首都圏に位置することによる、恵まれた立地条件、多様な人材、大市場の存在など、各産業の発展が大いに望める地域です。それらを活かすとともに、地場産業の振興やニーズを的確に判断できる人材の育成など、幅広い産業振興による魅力あるまちづくりを推進します。

### 【方針】

#### (1) 大都市近郊農業の振興

- 首都圏に位置する優位性を活かした都市近郊農業を推進します。また、消費者ニーズを把握しながら、地産地消を推進するとともに、自然環境と調和した安心して安全な環境保全型農業を推進します。
- 経営基盤の整備を推進し、経営の効率化を図るとともに、魅力ある農業への転換による担い手・後継者の育成を推進します。

#### (2) 工業・商業の振興

- 既存の地域産業の高度化推進のため、人材育成支援、融資制度等を充実させ、総合的窓口としての商工会の機能強化を推進します。
- 立地条件の優位性を最大限に活用し、既存工業団地等への新規企業の立地を積極的に展開し、地域産業活性化と雇用の確保を図ります。
- 地域コミュニティビジネス等、福祉関連や生活密着型産業の振興のための起業・創業、NPO<sup>\*10</sup>活動を積極的に支援します。

#### (3) シティセールス<sup>\*11</sup>の推進

- 定着しているイベントを発展的に開催し、市民の融合と新市のイメージアップやPRを促進し、地域間交流と地域産業の活性化を促します。
- 貴重な地域の歴史的資源を活用した広域観光ネットワークを構築し、内外に新市の新しいイメージを定着させ、より一層の観光振興を図ります。

## 【事業計画】

施策名	事業概要
(1) 大都市近郊農業の振興	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 経営改善の促進</li><li>■ 農業生産基盤の整備と農地の保全</li><li>■ 農業後継者・担い手の育成</li></ul>
(2) 工業・商業の振興	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 融資制度の実施</li><li>■ 地場産業の育成・高度化推進</li><li>■ 立地条件の整備</li><li>■ 経営・起業・創業支援の充実</li></ul>
(3) シティセールスの推進	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 観光PRの強化</li><li>■ 花まつり・菊まつりの開催</li><li>■ 広域観光ネットワークの形成</li></ul>

## 6 住民と行政の協働による健全なまちづくり

地域社会の共同体であるコミュニティ組織は、地域生活の基礎的な集団であり、住民の交流による円滑な運営は直接自治体に大きな影響を与えます。そのため、コミュニティ活動の活性化と相互連携による連帯感は、新市の早期一体性の確立に繋がることから、自主的で活発なコミュニティ活動を積極的に支援します。

また、新市が一丸となって新たな新生文化都市を創造するため、あらゆる機会を通じて、住民と行政が協働して「自己決定・自己責任」の下にまちづくりを進める必要があります。合併の最大の効果は、健全な行財政運営を基調に住民サービスの維持向上を図ることにあり、そのための行財政改革を積極的に推進することとします。

### 【方針】

#### (1) 協働のまちづくりの推進

- 新市の新しい枠組みでの町内会・自治会・コミュニティ活動を構築し、旧態に依存しない活発な地域活動を支援するとともに、将来の地域のリーダーを育成します。
- 情報公開や広聴制度を充実させ、あらゆる機会を通じてパブリックコメント<sup>※12</sup>等を導入し、市民との協働によるまちづくりのための新たなシステムを構築します。
- あらゆる差別や偏見のない地域社会を目指し、人権尊重のまちづくりを実現するため、啓発活動や人権教育を推進します。

#### (2) 行財政運営の充実

- まちづくりの長期的、総合的な展望の下に、市民との協働による新市の総合計画を策定し、効率的で健全な行財政運営を推進します。
- 地方分権に対応した行財政運営を推進するため、行政改革大綱を策定し、それに基づく人事評価システム、人材育成システム、行政評価システム等を導入し、積極的な行政改革を推進します。
- 新市庁舎の施設規模については、経済性、利便性等を考慮したものとし、設計にあたっては市民の意向を十分取り入れたものとします。
- 電子自治体の実現にあたっては、地域格差のない情報伝達やサービスが提供できるシステムを構築します。

#### (3) 広域行政の充実

- 周辺自治体との連携を深め、行政運営、施設利用、交流、道路整備等において積極的に広域での連絡調整を図ります。

## 【事業計画】

施策名	事業概要
(1) 協働のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市民意識の向上と一体感の醸成</li> <li>■ 協働による新たなまちづくりシステムの確立</li> <li>■ 人権の尊重</li> <li>■ 男女共同参画の推進</li> <li>■ 合併市町村振興基金の創設</li> </ul>
(2) 行財政運営の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 振興計画の策定</li> <li>■ 行政改革大綱の策定</li> <li>■ 行政評価システム等の導入</li> <li>■ 新庁舎の建設</li> <li>■ 電子自治体の創造</li> <li>■ ケーブルテレビ事業の推進</li> <li>■ 広報・広聴の充実</li> </ul>
(3) 広域行政の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 広域行政の推進</li> </ul>

# VIII 新市における栃木県事業の推進

## 1 栃木県の役割

新市は、栃木県の中南部に位置し、河川や平地林などの豊かな自然環境と豊富な歴史資源に恵まれ、早くからの国道4号やJR宇都宮線の開通で、交通の要衝としても発展してきました。特に昭和47年の自治医科大学の開学やそれに続く同大学周辺開発による、高度医療機関の集積や急速な人口増加は、新市の社会経済に大きな影響を与えることとなりました。

このような中、新しい文化と伝統を融合した新市の建設は、その有利な立地条件や地域の特性を十分活かすことにより、栃木県の中で中核的な都市となりうる可能性が期待されます。

栃木県は、ともに地方自治を担う対等協力のパートナーとして、本地域の特色を活かしたまちづくりを総合的に支援し、新市と連携しながら県事業を積極的に進めます。

## 2 新市における栃木県事業

- 地域交通基盤の整備
  - ・新市の都市核や各拠点間のアクセス、並びに近隣自治体との広域連携の強化を図るため、幹線道路網等の計画的な整備に取り組みます。
- 快適な住環境の整備
  - ・新市の快適な生活空間を確保するため、土地区画整理事業や下水道事業などの生活基盤整備を支援します。
  - ・安全で安心な住民生活を守るための防犯防災対策を支援します。
- 文化を育むまちづくりへの支援
  - ・学校と地域、家庭が連携した教育内容と教育環境の整備を支援します。
  - ・貴重な歴史的資源を次代に引き継ぐための史跡整備を支援します。
  - ・公益性の高い平地林の保全整備を支援します。
- 地域産業の活性化に向けた基盤の整備
  - ・地域の特色を活かした首都圏農業の振興のための基盤整備事業に取り組むとともに、商工農の連携による地域産業の活性化を支援します。
  - ・首都圏に位置する有利な立地条件を活かした工業振興施策を支援します。
- 高度医療サービスの充実支援
  - ・地域の特性である高度医療機関の集積を活かした、関係機関との連携強化を支援します。

# IX 公共施設の統廃合

## 1 基本的考え方

公共施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう、地域のバランスや住民の利便性等に十分配慮し、財政事情を考慮しながら整備していきます。また、合併の効果を最大限発揮できるようにするとともに、住民満足度の向上に努めます。

市庁舎については当面は分庁方式とし、新市庁舎については、住民との協働により自治医科大学周辺に建設することとします。

## 2 施設整備・活用の基本方針

### (1) 新規施設の整備

新規の公共施設の整備は、住民要望の的確な把握とスクラップアンドビルドの原則、既存施設との役割分担、地域バランス、将来の財政負担などを明確にし、住民参画による十分な検討を行った上で整備します。

施設の維持管理や運営・活用にあたっては、市民との協働や機能の複合化・併設化などを含めて検討します。

### (2) 既存施設の有効活用

既存の公共施設については、合併を機として他の施設との複合化や役割分担、連携などを検討し、施設の廃止・統合を含めてより効率的なサービスの提供に努めます。

住民生活に身近な公共施設の維持管理や運営・活用は、市民との協働による方法を検討します。

## X 財政計画

新市における財政計画は、合併年度を含む平成 17 年度から平成 32 年度までの 16 年間について、歳入・歳出の項目別の過去の実績を基礎として、合併に係る特例措置、経費の削減等を見込み普通会計 #1 ベースで策定しています。

計上された事業については、合併後、緊急性・必要性・効果等を勘案して策定される実施計画に従い、限られた財源の中で効率的かつ効果的な実施を図っていくものです。

なお、平成 17 年度から平成 24 年度までの数値は、それぞれの年度の決算値であり、平成 25 年度から平成 32 年度までは、以下のとおり算定しています。

項目ごとの主な内容は次のとおりです。

### 1 歳入

#### (1) 地方税

過去の実績・経済動向・人口や納税者数の推移を踏まえ、現行税制度を基本に推計しています。

#### (2) 地方交付税

普通交付税については、普通交付税の算定の特例（合併算定替）と合併特例債償還額の普通交付税算入分を見込んで推計しています。

#### (3) 分担金・負担金、使用料・手数料

過去の実績を踏まえ、概ね現状で推移するものとして推計しています。

#### (4) 国庫支出金、県支出金

国・県負担金については、過去の実績を踏まえ扶助費の伸び率を勘案し推計しています。

また、国・県補助金については、過去の実績を踏まえ予定されている普通建設事業費をもとに推計しています。

#### (5) 繰入金

市債償還や年度間の財源調整として、財政調整基金及び減債基金等からの繰入金を見込んで推計しています。

#### (6) 地方債

後年度負担に配慮して新市建設事業に伴う合併特例債を発行限度額内で有効活用を図ります。また、臨時財政対策債については、減額を見込んで推計しています。

## 2 歳 出

### (1) 人件費

退職者の補充抑制による一般職員の削減を見込んで推計しています。

### (2) 物件費

過去の実績を踏まえるとともに、行財政改革に伴う削減効果と、新規施設の維持管理費を見込んで推計しています。

### (3) 扶助費

過去の実績を踏まえるとともに、年少及び高齢者人口の伸び率等を勘案し、推計しています。

### (4) 公債費

既発行分の償還見込み額に加えて、平成 25 年度以降の発行によって生じる償還見込み額を勘案し推計しています。

### (5) 繰出金

過去の実績を踏まえるとともに、介護保険及び後期高齢者特別会計は、被保険者人口の増加を見込んで推計しています。

### (6) 投資的経費

財政運営の健全性確保を前提に、財政指標並びに基金残高等を勘案し、後年度収支バランスに配慮するため、普通建設事業の選択と集中による事業を見込んで推計しています。

## 【歳入】

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
地方税 #2	<u>8,425</u>	<u>8,593</u>	<u>9,270</u>	<u>9,348</u>	<u>9,121</u>	<u>8,925</u>	<u>9,134</u>	<u>9,124</u>
地方譲与税 #3	<u>526</u>	<u>689</u>	<u>316</u>	<u>305</u>	<u>286</u>	<u>279</u>	<u>272</u>	<u>256</u>
利子割交付金等 #4	<u>113</u>	<u>107</u>	<u>119</u>	<u>86</u>	<u>73</u>	<u>70</u>	<u>68</u>	<u>68</u>
地方消費税交付金 #5	<u>515</u>	<u>537</u>	<u>533</u>	<u>500</u>	<u>530</u>	<u>529</u>	<u>537</u>	<u>541</u>
ゴルフ場利用税交付金 #6	1	1	1	1	1	1	1	1
自動車取得税交付金 #7	<u>196</u>	<u>185</u>	<u>187</u>	<u>156</u>	<u>98</u>	<u>83</u>	<u>62</u>	<u>88</u>
地方特例交付金 #8	<u>302</u>	<u>229</u>	<u>54</u>	<u>103</u>	<u>111</u>	<u>114</u>	<u>104</u>	<u>36</u>
地方交付税 #9	<u>2,355</u>	<u>2,803</u>	<u>2,955</u>	<u>2,995</u>	<u>2,970</u>	<u>3,327</u>	<u>3,736</u>	<u>3,819</u>
交通安全対策特別交付金 #10	<u>12</u>	13	<u>14</u>	<u>12</u>	<u>11</u>	<u>11</u>	<u>10</u>	<u>10</u>
分担金・負担金 #11	<u>104</u>	<u>216</u>	<u>212</u>	<u>194</u>	<u>195</u>	<u>236</u>	<u>196</u>	<u>212</u>
使用料及び手数料 #12	<u>349</u>	<u>222</u>	<u>217</u>	<u>204</u>	<u>201</u>	<u>201</u>	<u>213</u>	<u>293</u>
国庫支出金 #13	<u>914</u>	<u>948</u>	<u>2,043</u>	<u>1,427</u>	<u>3,222</u>	<u>2,697</u>	<u>2,293</u>	<u>2,235</u>
県支出金 #14	<u>1,020</u>	<u>940</u>	<u>1,074</u>	<u>901</u>	<u>859</u>	<u>1,101</u>	<u>1,134</u>	<u>1,202</u>
財産収入 #15	<u>229</u>	<u>83</u>	<u>63</u>	<u>63</u>	<u>86</u>	<u>67</u>	<u>95</u>	<u>84</u>
繰入金 #16	<u>2,558</u>	<u>936</u>	<u>544</u>	<u>952</u>	<u>318</u>	<u>117</u>	<u>248</u>	<u>205</u>
繰越金 #31	<u>920</u>	<u>753</u>	<u>1,384</u>	<u>1,048</u>	<u>1,006</u>	<u>1,101</u>	<u>1,200</u>	<u>1,434</u>
諸収入 #17	<u>163</u>	<u>253</u>	<u>242</u>	<u>293</u>	<u>388</u>	<u>549</u>	<u>532</u>	<u>547</u>
地方債 #18	<u>990</u>	<u>2,560</u>	<u>1,230</u>	<u>1,230</u>	<u>1,877</u>	<u>2,577</u>	<u>2,463</u>	<u>2,617</u>
歳入合計	<u>19,692</u>	<u>20,068</u>	<u>20,458</u>	<u>19,818</u>	<u>21,353</u>	<u>21,985</u>	<u>22,298</u>	<u>22,772</u>

## 【歳出】

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
人件費 #19	<u>3,664</u>	<u>3,457</u>	<u>3,562</u>	<u>3,620</u>	<u>3,594</u>	<u>3,578</u>	<u>3,597</u>	<u>3,537</u>
物件費 #20	<u>2,488</u>	<u>2,689</u>	<u>2,833</u>	<u>2,689</u>	<u>2,836</u>	<u>3,081</u>	<u>3,098</u>	<u>3,015</u>
維持補修費 #21	<u>146</u>	<u>150</u>	<u>119</u>	<u>128</u>	<u>108</u>	<u>115</u>	<u>89</u>	<u>107</u>
扶助費 #22	<u>1,018</u>	<u>1,374</u>	<u>1,492</u>	<u>1,609</u>	<u>1,788</u>	<u>2,694</u>	<u>2,841</u>	<u>2,797</u>
補助費等 #23	<u>2,170</u>	<u>1,933</u>	<u>2,018</u>	<u>2,434</u>	<u>3,466</u>	<u>2,468</u>	<u>2,470</u>	<u>2,377</u>
公債費 #24	<u>2,302</u>	<u>2,258</u>	<u>2,272</u>	<u>2,238</u>	<u>2,208</u>	<u>1,917</u>	<u>2,150</u>	<u>2,380</u>
債務負担行為に伴う償還金 #25	171	<u>172</u>	173	167	<u>166</u>	<u>166</u>	<u>166</u>	<u>144</u>
積立金 #26	<u>1,529</u>	<u>1,829</u>	<u>1,092</u>	<u>507</u>	<u>769</u>	<u>946</u>	<u>1,446</u>	<u>1,508</u>
投資・出資 #27、貸付金 #28	<u>85</u>	<u>131</u>	<u>162</u>	<u>209</u>	<u>317</u>	<u>498</u>	<u>455</u>	<u>465</u>
繰出金 #29	<u>1,944</u>	<u>2,601</u>	<u>2,627</u>	<u>2,833</u>	<u>1,997</u>	<u>2,004</u>	<u>1,901</u>	<u>2,081</u>
投資的経費 #30	<u>3,421</u>	<u>2,092</u>	<u>2,392</u>	<u>2,378</u>	<u>3,003</u>	<u>3,318</u>	<u>2,651</u>	<u>3,058</u>
予備費 #32	<u>0</u>							
歳出合計	<u>18,938</u>	<u>18,686</u>	<u>18,742</u>	<u>18,812</u>	<u>20,252</u>	<u>20,785</u>	<u>20,864</u>	<u>21,469</u>

(単位：百万円)

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
<u>8,810</u>	<u>8,772</u>	<u>8,604</u>	<u>8,567</u>	<u>8,530</u>	<u>8,367</u>	<u>8,331</u>	<u>8,296</u>
<u>256</u>							
<u>68</u>							
<u>541</u>							
<u>1</u>							
<u>88</u>							
<u>36</u>							
<u>3,346</u>	<u>3,369</u>	<u>3,390</u>	<u>3,270</u>	<u>3,033</u>	<u>2,775</u>	<u>2,511</u>	<u>2,223</u>
<u>10</u>							
<u>212</u>	<u>212</u>	<u>212</u>	<u>214</u>	<u>214</u>	<u>214</u>	<u>214</u>	<u>214</u>
<u>213</u>	<u>213</u>	<u>213</u>	<u>223</u>	<u>223</u>	<u>223</u>	<u>223</u>	<u>223</u>
<u>2,712</u>	<u>2,115</u>	<u>2,093</u>	<u>2,072</u>	<u>2,078</u>	<u>2,084</u>	<u>2,090</u>	<u>2,096</u>
<u>989</u>	<u>991</u>	<u>993</u>	<u>995</u>	<u>997</u>	<u>999</u>	<u>1,001</u>	<u>1,003</u>
<u>84</u>							
<u>167</u>	<u>167</u>	<u>167</u>	<u>289</u>	<u>716</u>	<u>1,162</u>	<u>1,442</u>	<u>1,566</u>
<u>446</u>	<u>600</u>						
<u>547</u>							
<u>4,516</u>	<u>4,749</u>	<u>4,362</u>	<u>2,444</u>	<u>2,302</u>	<u>2,257</u>	<u>2,215</u>	<u>2,174</u>
<u>23,042</u>	<u>22,819</u>	<u>22,265</u>	<u>20,305</u>	<u>20,324</u>	<u>20,312</u>	<u>20,258</u>	<u>20,026</u>

(単位：百万円)

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
<u>3,467</u>	<u>3,398</u>	<u>3,331</u>	<u>3,265</u>	<u>3,200</u>	<u>3,136</u>	<u>3,074</u>	<u>3,013</u>
<u>3,010</u>	<u>2,999</u>	<u>2,985</u>	<u>3,051</u>	<u>3,014</u>	<u>2,978</u>	<u>2,943</u>	<u>2,909</u>
<u>107</u>							
<u>2,807</u>	<u>2,818</u>	<u>2,829</u>	<u>2,840</u>	<u>2,851</u>	<u>2,862</u>	<u>2,874</u>	<u>2,886</u>
<u>2,366</u>	<u>2,355</u>	<u>2,344</u>	<u>2,333</u>	<u>2,322</u>	<u>2,311</u>	<u>2,300</u>	<u>2,289</u>
<u>2,380</u>	<u>2,669</u>	<u>2,857</u>	<u>3,110</u>	<u>3,345</u>	<u>3,440</u>	<u>3,543</u>	<u>3,426</u>
<u>109</u>	<u>109</u>	108	<u>105</u>	<u>91</u>	<u>84</u>	<u>23</u>	<u>2</u>
<u>454</u>	<u>853</u>	<u>540</u>	<u>350</u>	<u>350</u>	<u>350</u>	<u>350</u>	<u>350</u>
<u>465</u>							
<u>2,356</u>	<u>2,189</u>	<u>2,223</u>	<u>2,198</u>	<u>2,198</u>	<u>2,198</u>	<u>2,198</u>	<u>2,198</u>
<u>5,491</u>	<u>4,827</u>	<u>4,446</u>	<u>2,451</u>	<u>2,351</u>	<u>2,351</u>	<u>2,351</u>	<u>2,351</u>
<u>30</u>							
<u>23,042</u>	<u>22,819</u>	<u>22,265</u>	<u>20,305</u>	<u>20,324</u>	<u>20,312</u>	<u>20,258</u>	<u>20,026</u>

用語の解説		
※1	グリーンツーリズム	緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動や、農山漁村で楽しむゆとりある休暇のことです。
※2	コーホート変化率法	あるコーホート（同時出生集団）の一定期間における人口の変化率に着目し、その変化率が対象地域の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法です。
※3	コミュニティビジネス	地域（コミュニティ）の労働力、知識、技術など地域内に存在する経営資源を活用して行う小規模ビジネスで、地域住民や当事者が自発的に地域や自らの課題解決に取り組み、ビジネスとして成立させていくものです。 介護サービス、家事サービス、子育て支援、まちづくり、文化の継承・創造、国際交流、環境、エネルギー、リサイクルの推進などの分野での起業・創業が期待されます。
※4	協働	共通の目的の実現のために、それぞれが自らの役割を自覚し、責任を共有し、連携して取り組むことです。
※5	ユニバーサルデザイン	年齢や性別、身体的能力など人々の様々な特性や違いを超えて、すべての人が利用しやすい、すべての人に配慮したまちづくりやものづくり、しくみづくりを行うという考え方です。
※6	緑の基本計画	平成6年の都市緑地保全法の改正に伴い新設された制度です。具体的には都市公園の整備など都市計画に基づく緑地の保全と創出だけでなく、それ以外の公共施設や民有地の緑化、普及啓発活動まで幅広い施策を、総合的かつ系統的に策定する計画です。
※7	都市計画マスタープラン	全市的なまちづくりを含む行政計画は、総合計画にその基本構想が示されていますが、都市計画マスタープランは、都市計画やまちづくりの分野について、概ね10年～20年後の都市の将来像や、その将来像を実現していくためのまちづくり方針を定めるものです。
※8	地域版健康日本21	平成12年3月31日に厚生省事務次官通知等により、健康寿命の延伸等を実現するために、2010年度を目途とした国民健康づくり運動として「健康日本21」が開始されました。 運動を効果的に推進するために、各地域等において、住民、関係機関及び関係団体等の参加を得て、地域等の実情に応じた健康づくりの推進に関する具体的な計画が策定される必要があり、新市においても地域版健康日本21を策定し、健康づくり運動を推進するものです。
※9	地下水のかん養	河川等の地表水が地中へ浸透し帯水層に供給されることをいいます。都市化により地中への浸透量が減少したり、地下水の揚水量がかん養量を上回ることによって地下水位低下が起り、地盤沈下、井戸の枯渇、地下水塩水化等の問題が生じます。
※10	NPO	通常は「民間非営利組織」と呼ばれており、継続的、自発的に社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称です。
※11	シティセールス	新市内にある地域資源の発掘や潜在能力を掘り起こし、企業等の誘致促進、観光振興等を目的として、会議、展示会やイベントの開催、国内外への広報などを通じ、市をPRする活動です。
※12	パブリックコメント	住民参画の手法の一つであり、市の基本的な施策等を決定する過程において、その施策等の案を広く住民に公表し、これに対して住民から提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方等を公表するとともに、その住民から提出された意見等を考慮して当該施策等の案の決定を行う一連の意見募集に関する手続をいいます。

用語の解説（財政計画）

# 1	普通会計	個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっている等のため、財政比較や統一的な掌握が困難なことから地方財政統計上統一的に用いられる会計区分で、公営事業会計を除く残りの会計をまとめたもので、一般会計に近いものです。（公営事業会計＝上・下水道、国民健康保険、老人保健、介護保険、農業集落排水など）
# 2	地方税	租税のうち、地方公共団体が課税権の主体であるもので、地方税法の定めによるところによって税を課税・徴収することができます。市町村民税（個人・法人）、固定資産税、たばこ税など。また、国の三位一体の改革による税源移譲分も見込んでいます。
# 3	地方譲与税	国税として徴収され、それが法令に定める配分基準によって、地方公共団体に譲与されるものです。所得譲与税、自動車重量譲与税、地方道路譲与税などがあります。
# 4	利子割交付金等	<u>利子課税20%の内の5%の利子割の一部が個人県民税の収入率の割合で県から市町村に交付されるものです。</u> <u>同じように、課税額の一部が個人県民税の収入率の割合で県から市町村に交付される配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金や国が所有する自衛隊の基地施設に供する固定資産について交付される国有提供施設等所在市町村助成交付金を含みます。</u>
# 5	地方消費税交付金	県税の地方消費税収入額のうち、本来、市町村分と考えられる額、すなわち清算後の地方消費税の2分の1に該当する額が、市町村に交付されるものです。
# 6	ゴルフ場利用税交付金	県がゴルフ場の利用行為に対して課する普通税で、ゴルフ場所在の市町村に対し、県が収納した当該ゴルフ場に係るゴルフ場利用税額の10分の7に相当する額が市町村に交付されるものです。
# 7	自動車取得税交付金	県が自動車の取得に対し、その取得者に課する税です。主として市町村の道路に関する費用の財源に充てることを目的とする目的税であり、県の自動車取得税収入額のうち、本来、市町村分と考えられる額（税収額の70%相当額）から、県における徴税経費を差し引いた額が交付されるものです。
# 8	地方特例交付金	景気対策の一環として行われた恒久減税で生じる地方税減収の一部を補填するため交付されるものです。
# 9	地方交付税	国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税及び国のたばこ税のそれぞれ一定割合の額で、地方公共団体が等しくその行うべき事務を遂行できるよう、一定の基準により国が交付する税をいいます。
# 10	交通安全対策特別交付金	交通事故の激増に対処し交通安全対策事業の推進に充てるため、道路交通法により納付される反則金の一部が交付されるものです。
# 11	分担金・負担金	市町村が行う特定の事業の財源として、その事業により利益を受ける個人や団体からその受益の限度において徴収する費用です。おもなものは、土地改良事業分担金、受益者負担金、原因者負担金、損害負担金などです。

用語の解説（財政計画）

#12	使用料・手数料	<p>使用料は、行政財産や公の施設の使用・利用の対価としてその使用者・利用者に支払っていただく料金で、おもなものは、保育所の保育料、葬儀使用料、住宅使用料（市営住宅の家賃）などです。</p> <p>手数料は、地方公共団体の事務で、特定の者に提供する役務に対しその費用の対価として支払っていただく料金で、おもなものは、戸籍や住民票の発行手数料、税の督促手数料などです。</p>
#13	国庫支出金	<p>地方公共団体が行う特定の事務事業に対して国から交付される給付金のことで、総称して国庫支出金と呼ばれています。この国庫支出金には、国が地方公共団体と共同で行う事務に対して一定の負担区分に基づいて義務的に負担する国庫負担金、国が地方公共団体に対する援助として交付する国庫補助金、国からの委託事務で経費の全額を負担する国庫委託金の3区分があります。</p>
#14	県支出金	<p>国庫支出金とおおむね同じであり、県が特定の事務事業に要する経費の財源として市町村に交付するものをいいます。</p>
#15	財産収入	<p>公有財産のうち行政財産を除いた財産の貸付け、私権設定、出資、交換又は売却などによって生じた収入をいいます。例えば、市町村有地の貸付料、株券・その他有価証券の配当、債権に伴う利息、基金運用利息等の収入や不要になった道路、廃川、廃堤、竹林、不用建物の売却代金などです。</p>
#16	繰入金	<p>地方公共団体の各会計間における現金の移動を表す用語で、他の会計から繰り入れる収入のことで、ここでは、基金や特別会計など一般会計以外から一般会計に繰り入れた収入です。</p>
#17	諸収入	<p>収入の性格によっては、いずれの収入科目にも組み入れることのできない場合、この収入を諸収入に受け入れます。延滞金・加算金及び過料、市町村預金利子、公営企業貸付金元利収入、貸付金元利収入、受託事業収入、収益事業収入、雑入などがあります。</p>
#18	地方債	<p>道路整備や学校建築など、一時的に多額の費用がかかる事業を実施するために、市が長期にわたり借り入れする資金のことで、道路や公共の建物などは、将来にわたっても住民の利用に供されることから、将来の住民にも費用を負担していただくという意味で、世代間の公平性という観点からも地方債を財源とすることができるかとされています。</p>
#19	人件費	<p>職員等に対し勤労の対価、報酬として支払われる一切の経費です。 例：議員報酬、各種委員報酬、職員給等</p>
#20	物件費	<p>人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質の経費の総称です。 例：賃金、旅費、交際費、需用費等</p>
#21	維持補修費	<p>地方公共団体が管理する公共用施設等の効用を保全するための経費です。</p>
#22	扶助費	<p>生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき被扶助者に対して支給する費用です。</p>
#23	補助費等	<p>様々な団体への補助金、負担金、報償費、寄附金などです。</p>

用語の解説（財政計画）

#24	公債費	地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利息の合計額です。
#25	債務負担行為	地方公共団体が将来にわたり債務を負担する行為をいい、例えば、長期にわたる工事の契約を行う時等に活用されます。
#26	積立金	特定の目的のために財産を維持し又は資金を積み立てるために設けられた基金等に対する経費です。
#27	投資及び出資金	財産を有効に運用するための手段として、国債・地方債を取得する場合、公益上の必要等の見地から会社の株式を取得し又は新たに共同して株主となる場合等の利殖を図る目的等で投資をするに要する経費です。
#28	貸付金	地方公共団体が直接あるいは間接に、地域住民の福祉増進を図るため現金の貸付を行う場合に計上される経費です。
#29	繰出金	一般会計と特別会計又は特別会計相互間において支出される経費です。例としては、一般会計から公営企業会計・国民健康保険事業会計等に対し、建設費、事務費等の補助のため支出されるものがあります。
#30	投資的経費	道路、学校、住宅等の建設等行政水準の向上に直接寄与する普通建設事業費や災害復旧事業費などです。
#31	繰越金	<u>決算の結果、次の会計年度に繰り越される剰余金です。</u>
#32	予備費	<u>予定外の支出及び予算を超過した支出へ対応するために備えて計上する経費です。</u>

グリムの館



小金井一里塚



下野薬師寺跡 復元回廊

